

山口県 都市計画法開発許可ハンドブック (新旧対照表)

令和 7 年 4 月

対応ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																																																																									
目 次	<table> <tr> <td colspan="2">第 3 申請前の調査等</td><td>3-1</td></tr> <tr> <td>1</td><td>開発許可の基準</td><td>3-1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>開発計画に関する調査</td><td>3-1</td></tr> <tr> <td>3</td><td>事前相談</td><td>3-2</td></tr> <tr> <td>4</td><td>公共施設の管理者等の同意、協議</td><td>3-4</td></tr> <tr> <td colspan="2">第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続</td><td>4-1</td></tr> <tr> <td>1</td><td>開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項</td><td>4-1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>許可申請（協議申出）手続</td><td>4-2</td></tr> <tr> <td>3</td><td>開発許可申請書及びその添付図書</td><td>4-3</td></tr> <tr> <td>4</td><td>設計者の資格</td><td>4-11</td></tr> <tr> <td colspan="2">第 5 開発工事着手から工事完了までの手続</td><td>5-1</td></tr> <tr> <td>1</td><td>工事着手時</td><td>5-1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>工事中の注意事項</td><td>5-1</td></tr> <tr> <td>3</td><td>変更許可申請・変更協議申出・変更届</td><td>5-2</td></tr> <tr> <td>4</td><td>開発行為の廃止</td><td>5-3</td></tr> <tr> <td>5</td><td>許可に基づく地位の承継</td><td>5-3</td></tr> <tr> <td>6</td><td>工事完了公告前の建築制限等</td><td>5-4</td></tr> <tr> <td>7</td><td>工事完了届</td><td>5-6</td></tr> </table>	第 3 申請前の調査等		3-1	1	開発許可の基準	3-1	2	開発計画に関する調査	3-1	3	事前相談	3-2	4	公共施設の管理者等の同意、協議	3-4	第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続		4-1	1	開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項	4-1	2	許可申請（協議申出）手続	4-2	3	開発許可申請書及びその添付図書	4-3	4	設計者の資格	4-11	第 5 開発工事着手から工事完了までの手続		5-1	1	工事着手時	5-1	2	工事中の注意事項	5-1	3	変更許可申請・変更協議申出・変更届	5-2	4	開発行為の廃止	5-3	5	許可に基づく地位の承継	5-3	6	工事完了公告前の建築制限等	5-4	7	工事完了届	5-6	<table> <tr> <td colspan="2">第 3 申請前の調査等</td><td>3-1</td></tr> <tr> <td>1</td><td>開発許可の基準</td><td>3-1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>開発計画に関する調査</td><td>3-1</td></tr> <tr> <td>3</td><td>公共施設の管理者等の同意、協議</td><td>3-3</td></tr> <tr> <td colspan="2">第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続</td><td>4-1</td></tr> <tr> <td>1</td><td>開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項</td><td>4-1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>許可申請（協議申出）手続</td><td>4-2</td></tr> <tr> <td>3</td><td>開発許可申請書及びその添付図書</td><td>4-3</td></tr> <tr> <td>4</td><td>設計者の資格</td><td>4-12</td></tr> <tr> <td colspan="2">第 5 開発工事着手から工事完了までの手続</td><td>5-1</td></tr> <tr> <td>1</td><td>工事着手時</td><td>5-1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>工事中の注意事項</td><td>5-1</td></tr> <tr> <td>3</td><td>変更許可申請・変更協議申出・変更届</td><td>5-2</td></tr> <tr> <td>4</td><td>開発行為の廃止</td><td>5-3</td></tr> <tr> <td>5</td><td>許可に基づく地位の承継</td><td>5-3</td></tr> <tr> <td>6</td><td>工事完了公告前の建築制限等</td><td>5-4</td></tr> <tr> <td>7</td><td>工事完了届</td><td>5-6</td></tr> </table> ・「第 3 申請前の調査等」の「3 事前相談」を削除 「4 公共施設の管理者等の同意、協議」を繰り上げ。	第 3 申請前の調査等		3-1	1	開発許可の基準	3-1	2	開発計画に関する調査	3-1	3	公共施設の管理者等の同意、協議	3-3	第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続		4-1	1	開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項	4-1	2	許可申請（協議申出）手続	4-2	3	開発許可申請書及びその添付図書	4-3	4	設計者の資格	4-12	第 5 開発工事着手から工事完了までの手続		5-1	1	工事着手時	5-1	2	工事中の注意事項	5-1	3	変更許可申請・変更協議申出・変更届	5-2	4	開発行為の廃止	5-3	5	許可に基づく地位の承継	5-3	6	工事完了公告前の建築制限等	5-4	7	工事完了届	5-6
第 3 申請前の調査等		3-1																																																																																																									
1	開発許可の基準	3-1																																																																																																									
2	開発計画に関する調査	3-1																																																																																																									
3	事前相談	3-2																																																																																																									
4	公共施設の管理者等の同意、協議	3-4																																																																																																									
第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続		4-1																																																																																																									
1	開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項	4-1																																																																																																									
2	許可申請（協議申出）手続	4-2																																																																																																									
3	開発許可申請書及びその添付図書	4-3																																																																																																									
4	設計者の資格	4-11																																																																																																									
第 5 開発工事着手から工事完了までの手続		5-1																																																																																																									
1	工事着手時	5-1																																																																																																									
2	工事中の注意事項	5-1																																																																																																									
3	変更許可申請・変更協議申出・変更届	5-2																																																																																																									
4	開発行為の廃止	5-3																																																																																																									
5	許可に基づく地位の承継	5-3																																																																																																									
6	工事完了公告前の建築制限等	5-4																																																																																																									
7	工事完了届	5-6																																																																																																									
第 3 申請前の調査等		3-1																																																																																																									
1	開発許可の基準	3-1																																																																																																									
2	開発計画に関する調査	3-1																																																																																																									
3	公共施設の管理者等の同意、協議	3-3																																																																																																									
第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続		4-1																																																																																																									
1	開発行為許可申請（協議申出）に当たっての留意事項	4-1																																																																																																									
2	許可申請（協議申出）手続	4-2																																																																																																									
3	開発許可申請書及びその添付図書	4-3																																																																																																									
4	設計者の資格	4-12																																																																																																									
第 5 開発工事着手から工事完了までの手続		5-1																																																																																																									
1	工事着手時	5-1																																																																																																									
2	工事中の注意事項	5-1																																																																																																									
3	変更許可申請・変更協議申出・変更届	5-2																																																																																																									
4	開発行為の廃止	5-3																																																																																																									
5	許可に基づく地位の承継	5-3																																																																																																									
6	工事完了公告前の建築制限等	5-4																																																																																																									
7	工事完了届	5-6																																																																																																									

対応ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
目 次	第 8 宅地防災マニュアル（国交省HPより最新版をダウンロードしてください） 8-1 第 9 調整池設置に関する指導要領 9-1 第 10 開発許可制度に係る申請書等の様式 10-1 第 11 開発許可申請書等の記載例 11-1 第 12 申請手数料 12-1 第 13 関係法令の概要（関係法令については、各許可権者に最新情報を確認ください） 13-1 1 環境影響評価法・・・13-1 2 土壌汚染対策法・・・13-1 3 消防法・・・13-2 4 国土利用計画法・・・13-4 5 農地法・・・13-6 6 森林法・・・13-9 7 国有財産法・・・13-14 8 水道法・・・13-15 9 建築基準法・・・13-17 10 盛土規制法・・・13-23 11 宅地建物取引業法・・・13-25 12 優良宅地認定制度・・・13-31 13 優良住宅認定制度・・・13-36 14 土砂災害防止法・・・13-40	第 8 盛土等防災マニュアル（国交省HPより最新版をダウンロードしてください） 8-1 第 9 調整池設置に関する指導要領 9-1 第 10 開発許可制度に係る申請書等の様式 10-1 第 11 開発許可申請書等の記載例 11-1 第 12 申請手数料 12-1 第 13 関係法令の概要（関係法令については、各許可権者に最新情報を確認ください） 13-1 ・「宅地防災マニュアル」から、「盛土等防災マニュアル」へ変更 ・第 13 関係法令の概要の、各法令の解説ページを削除。

対応ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 1 開発許可制 度の概要 2. 開発許可 制度に使 われる用語 P1-2	特定工作物（法第 4 条第 11 項） 第一種特定工作物及び第二種特定工作物がある。 ① 第一種特定工作物 コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものをいう。政令で定める工作物には、アスファルトプラント、クラッシャープラント及び危険物の貯蔵又は処理に供する工作物が該当する。 ② 第二種特定工作物 ゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるものをいう。政令で定める工作物には、1 ha 以上の規模の野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（一定の施設に該当するものを除く。）及び墓園が該当する。 工作物とはいえないキャンプ場、ピクニック緑地、スキー場、マリーナ等はこれに該当せず、博物館法による博物館とされる動植物園である工作物、社会福祉法による児童遊園地等の運動・レジャー以外の目的で設置される施設である工作物等もこれに該当しない。 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的 土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物の建築又は特定工作物の建設にあることをいう。従って、屋外駐車場、資材置場、農地造成等その主たる利用目的が建築物の建築又は特定工作物の建設に係るものでないと認められる土地の区画形質の変更は、開発行為ではない。	特定工作物（法第 4 条第 11 項） 第一種特定工作物及び第二種特定工作物がある。 ① 第一種特定工作物 コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものをいう。政令で定める工作物には、アスファルトプラント、クラッシャープラント及び危険物の貯蔵又は処理に供する工作物が該当する。 ② 第二種特定工作物 ゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるものをいう。政令で定める工作物には、1 ha 以上の規模の野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（一定の施設に該当するものを除く。）及び墓園が該当する。 工作物とはいえないキャンプ場、ピクニック緑地、スキー場、マリーナ等はこれに該当せず、博物館法による博物館とされる動植物園である工作物、社会福祉法による児童遊園地等の運動・レジャー以外の目的で設置される施設である工作物等もこれに該当しない。 なお、ゴルフ場の開発計画に関する手続き、その他の詳細な事項については、総合企画部政策企画課へ問い合わせること。 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的 土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物の建築又は特定工作物の建設にあることをいう。従って、屋外駐車場、資材置場、農地造成等その主たる利用目的が建築物の建築又は特定工作物の建設に係るものでないと認められる土地の区画形質の変更は、開発行為ではない。 ・ 特定工作物（法第 4 条第 11 項） 「② 第二種特定工作物」の項に追記

項目
ページ

第 1
開発許可制
度の概要

2. 開発許
可制度に使
われる用語

P1-3、
P1-4

現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）

中核市・委任市

① 中核市（下関市）
中核市の区域内においては、開発許可等に関する事務は、全て当該市長が行う。

② 委任市町
委任市町は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項により知事の行う事務の一部を委任されたもので（山口県の事務処理の特例に関する条例）、当該市町長は委任された事務を管理し執行することとなる。
a 開発許可等の事務の全部を委任されたもの（「全部委任市町」又は「事務処理市町」という。）
宇部市、山口市、周南市、萩市、防府市、岩国市、阿武町
b 開発区域の面積が 1 ha 未満の開発許可等の事務を委任されたもの（「一部委任市」という。）
柳井市、長門市、光市、山陽小野田市
なお、中核市や全部委任市町は、法第 34 条第 11 号等に基づく条例を制定することができる。

3 制度のあらまし

（1）開発行為の許可（法第 29 条第 1 項、第 2 項）
都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為を行おうとする者は、あらかじめ知事（市町に委任している部分については市町長、以下「委任市町長」という。）の許可が必要である。
また、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、1ha 以上の規模の開発行為

改 訂 版（令和 7 年 4 月）

中核市・事務処理市町

① 中核市（下関市）
中核市の区域内においては、開発許可等に関する事務は、全て当該市長が行う。

② 事務処理市町
事務処理特例制度（地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項により知事の行う事務の一部を、山口県の事務処理の特例に関する条例に定めるところにより、特例的に市町長の権限とする制度）により開発許可関係事務を処理する市町は次のとおり。
a 開発許可等の事務の全部を処理する市町（「事務処理市町」という。）
宇部市、山口市、周南市、萩市、防府市※、岩国市、阿武町
※防府市については、都市再生特別措置法により市が事務処理を行うこととされている。
b 開発区域の面積が 1 ha 未満の開発許可等の事務を処理する市町（「一部事務処理市」という。）
柳井市、長門市、光市、山陽小野田市
なお、中核市や事務処理市町は、法第 34 条第 11 号等に基づく条例を制定することができる。

みなし許可

令和 7 年 4 月 1 日以降に都市計画法の開発許可を受けた工事で、当該工事内容が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）の許可が必要な規模の場合については、盛土規制法の許可を受けたものとみなす。
① 開発許可の技術的基準への影響
みなし許可となる土地の形質変更については、次表に示す技術的基準において、都市計画法の規定に加えて盛土規制法の規定が適用される。

都市計画法第 33 条第 1 項	概 要
第 7 号 (土地について安全上必要な措置)	擁壁や排水施設等の計画が盛土規制法の基準に適合する必要がある。
第 12 号 (申請者の資力・信用)	自己居住用住宅又は 1 h a 未満の自己業務用建築物等のための開発行為であっても申請者の資力・信用の基準に適合する必要がある。
第 13 号 (工事施行者の能力)	自己居住用住宅又は 1 h a 未満の自己業務用建築物等のための開発行為であっても工事施行者の能力の基準に適合する必要がある。

・「②委任市町」の解説文の変更
・委任市町 → 事務処理市町へ変更
・「3 制度のあらまし」の前に、「みなし許可」の項目を追加

項目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																									
第 1 開発許可制度の概要 2．開発許可制度に使われる用語 P1-4	② 委任市町 委任市町は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項により知事の行う事務の一部を委任されたもので（山口県の事務処理の特例に関する条例）、当該市町長は委任された事務を管理し執行することとなる。 a 開発許可等の事務の全部を委任されたもの（「全部委任市町」又は「事務処理市町」という。） 宇部市、山口市、周南市、萩市、防府市、岩国市、阿武町 b 開発区域の面積が 1 ha 未満の開発許可等の事務を委任されたもの（「一部委任市」という。） 柳井市、長門市、光市、山陽小野田市 なお、中核市や全部委任市町は、法第 34 条第 11 号等に基づく条例を制定することができる。 3 制度のあらまし (1) 開発行為の許可（法第 29 条第 1 項、第 2 項） 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為を行おうとする者は、あらかじめ知事（市町に委任している部分については市町長、以下「委任市町長」という。）の許可が必要である。 また、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、1ha 以上の規模の開発行為を行おうとするものについても、あらかじめ知事（委任市町長）の許可が必要である。	② 開発許可による「みなし許可」に適用される盛土規制法の規定 開発許可による「みなし許可」の場合、許可申請や完了検査等の手続については都市計画法の規定により行うが、技術基準及び都市計画法に規定のない中間検査・定期報告の手続は盛土規制法の規定により行う。 また、監督処分及び標識の掲示については、都市計画法及び盛土規制法の規定がそれぞれ適用される。 <table><tr><th rowspan="2">内 容</th><th colspan="2">条 項</th><th rowspan="2">盛土規制法の適用</th><th rowspan="2">備 考 (従うべき規定)</th></tr><tr><th>都市計画法</th><th>盛土規制法</th></tr><tr><td>住民への周知</td><td>－</td><td>第 11 条・第 29 条</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>工事の許可</td><td>第 29 条</td><td>第 12 条・第 30 条</td><td>－</td><td>都市計画法</td></tr><tr><td>工事の技術的基準</td><td>第 33 条</td><td>第 13 条・第 31 条</td><td>適用</td><td>都計法第 33 条により引用</td></tr><tr><td>許可証の交付 不許可の通知</td><td>第 35 条</td><td>第 14 条・第 33 条</td><td>－</td><td>都市計画法</td></tr><tr><td>変更の許可等</td><td>第 35 条の 2</td><td>第 16 条・第 35 条</td><td>－</td><td>〃</td></tr><tr><td>完了検査等</td><td>第 36 条</td><td>第 17 条・第 36 条</td><td>－</td><td>〃</td></tr><tr><td>中間検査</td><td>－</td><td>第 18 条・第 37 条</td><td>適用</td><td>盛土規制法</td></tr><tr><td>定期の報告</td><td>－</td><td>第 19 条・第 38 条</td><td>適用</td><td>〃</td></tr><tr><td>監督処分</td><td>第 81 条</td><td>第 20 条・第 39 条</td><td>適用</td><td>都市計画法 盛土規制法</td></tr><tr><td>標識の掲示</td><td>都市計画法施行細則 第 5 条</td><td>第 49 条</td><td>適用</td><td>〃</td></tr></table> ※「みなし許可」は当初の開発許可に限り適用されるため、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合は改めて盛土規制法の許可を受ける必要がある。 ※都市計画法の開発許可の対象で、盛土規制法の対象外又は許可不要工事である場合は、みなし許可として扱わず、中間検査や定期報告も不要である。 ③ 開発許可の特例に伴う盛土規制法の適用 国又は都道府県等が行う開発行為において、都市計画法第 34 条の 2 に基づく協議の成立により開発許可があったものとみなされた場合も、盛土規制法第 15 条第 2 項（第 34 条第 2 項）のみなし規定が適用される。 ④ 盛土規制法の手続の要否 盛土規制法の手続の要否については、盛土ハンドブック（概要編）I-11、I-12 参照。	内 容	条 項		盛土規制法の適用	備 考 (従うべき規定)	都市計画法	盛土規制法	住民への周知	－	第 11 条・第 29 条	－	－	工事の許可	第 29 条	第 12 条・第 30 条	－	都市計画法	工事の技術的基準	第 33 条	第 13 条・第 31 条	適用	都計法第 33 条により引用	許可証の交付 不許可の通知	第 35 条	第 14 条・第 33 条	－	都市計画法	変更の許可等	第 35 条の 2	第 16 条・第 35 条	－	〃	完了検査等	第 36 条	第 17 条・第 36 条	－	〃	中間検査	－	第 18 条・第 37 条	適用	盛土規制法	定期の報告	－	第 19 条・第 38 条	適用	〃	監督処分	第 81 条	第 20 条・第 39 条	適用	都市計画法 盛土規制法	標識の掲示	都市計画法施行細則 第 5 条	第 49 条	適用	〃
内 容	条 項			盛土規制法の適用	備 考 (従うべき規定)																																																						
	都市計画法	盛土規制法																																																									
住民への周知	－	第 11 条・第 29 条	－	－																																																							
工事の許可	第 29 条	第 12 条・第 30 条	－	都市計画法																																																							
工事の技術的基準	第 33 条	第 13 条・第 31 条	適用	都計法第 33 条により引用																																																							
許可証の交付 不許可の通知	第 35 条	第 14 条・第 33 条	－	都市計画法																																																							
変更の許可等	第 35 条の 2	第 16 条・第 35 条	－	〃																																																							
完了検査等	第 36 条	第 17 条・第 36 条	－	〃																																																							
中間検査	－	第 18 条・第 37 条	適用	盛土規制法																																																							
定期の報告	－	第 19 条・第 38 条	適用	〃																																																							
監督処分	第 81 条	第 20 条・第 39 条	適用	都市計画法 盛土規制法																																																							
標識の掲示	都市計画法施行細則 第 5 条	第 49 条	適用	〃																																																							
3．制度のあらまし P1-4	3 制度のあらまし (1) 開発行為の許可（法第 29 条第 1 項、第 2 項） 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為を行おうとする者は、あらかじめ知事（市町に委任している部分については市町長、以下「委任市町長」という。）の許可が必要である。 また、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、1ha 以上の規模の開発行為を行おうとするものについても、あらかじめ知事（委任市町長）の許可が必要である。	3 制度のあらまし (1) 開発行為の許可（法第 29 条第 1 項、第 2 項） 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為を行おうとする者は、あらかじめ知事（中核市及び事務処理市町の区域内については市町長、以下「中核市長等」という。）の許可が必要である。 また、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、1ha 以上の規模の開発行為を行おうとするものについても、あらかじめ知事（中核市長等）の許可が必要である。																																																									

・「3 制度のあらまし」の前に、「みなし許可」の項目を追加
・「委任市町長」→「中核市長等」へ変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 1 開発許可制 度の概要 3. 制度の あらまし P1-4～ P1-5	（４）開発許可の特例（法第 34 条の 2） 国、県、中核市、全部委任市町等が行う開発行為については、開発許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。 （５）工事完了検査（法第 36 条） 開発許可を受けた者は、その工事が完了したときは、知事（委任市町長）に届け出なければならない。 知事（委任市町長）は、届出があったときは、工事の内容が開発許可の内容に適合しているかどうか検査し、適合していると認めたときは、開発許可を受けた者に検査済証を交付の上、工事完了の公告を行う。 （６）公共施設の管理及び土地の帰属（法第 39 条、第 40 条） 開発行為によって設置された公共施設は、道路法等他法令で管理者が定められている場合を除き、工事完了の公告の翌日から市町の管理に属することとなる（特段の定めをした場合を除く。）。また、公共施設の用に供される土地は、開発許可を受けた者自らが管理するものを除き、原則として工事完了の公告の翌日に、公共施設を管理する市町に帰属することとなる。 （７）建築等の制限 ① 工事完了公告前の建築制限（法第 37 条） 開発許可を受けた土地においては、工事完了の公告があるまでは原則として建築物の建築はできない。ただし、知事（委任市町長）が支障がないと認めたとき等は、この限りではない。 ② 開発許可の時に定められた建ぺい率等の制限（法第 41 条） 知事（委任市町長）は開発許可をする時に、開発区域内の土地について建築される建築物の建ぺい率、建築物の高さ等の制限を定めることができる。この制限が定められた土地においては、知事（委任市町長）の許可を受けなければ、その制限に適合しない建築物の建築はできない。 ③ 開発許可を受けた土地における建築等の制限（法第 42 条） 開発許可を受けた開発区域内においては、工事完了の公告後は原則として知事（委任市町長）の許可を受けなければ、当該開発許可の時に予定した建築物又は特定工作物以外の建築又は建設等はできない。 ④ 市街化調整区域の建築制限（法第 43 条） 市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域内では知事（委任市町長）の許可を受けなければ農林漁業者住宅等一定の建築物以外の建築物の新築はできない。ま	（４）開発許可の特例（法第 34 条の 2） 国、県、中核市、事務処理市町等が行う開発行為については、開発許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。 （５）工事完了検査（法第 36 条） 開発許可を受けた者は、その工事が完了したときは、知事（中核市長等）に届け出なければならない。 知事（中核市長等）は、届出があったときは、工事の内容が開発許可の内容に適合しているかどうか検査し、適合していると認めたときは、開発許可を受けた者に検査済証を交付の上、工事完了の公告を行う。 （６）公共施設の管理及び土地の帰属（法第 39 条、第 40 条） 開発行為によって設置された公共施設は、道路法等他法令で管理者が定められている場合を除き、工事完了の公告の翌日から市町の管理に属することとなる（特段の定めをした場合を除く。）。また、公共施設の用に供される土地は、開発許可を受けた者自らが管理するものを除き、原則として工事完了の公告の翌日に、公共施設を管理する市町に帰属することとなる。 （７）建築等の制限 ① 工事完了公告前の建築制限（法第 37 条） 開発許可を受けた土地においては、工事完了の公告があるまでは原則として建築物の建築はできない。ただし、知事（中核市長等）が支障がないと認めたとき等は、この限りではない。 ② 開発許可の時に定められた建ぺい率等の制限（法第 41 条） 知事（中核市長等）は開発許可をする時に、開発区域内の土地について建築される建築物の建ぺい率、建築物の高さ等の制限を定めることができる。この制限が定められた土地においては、知事（中核市長等）の許可を受けなければ、その制限に適合しない建築物の建築はできない。 ③ 開発許可を受けた土地における建築等の制限（法第 42 条） 開発許可を受けた開発区域内においては、工事完了の公告後は原則として知事（中核市長等）の許可を受けなければ、当該開発許可の時に予定した建築物又は特定工作物以外の建築又は建設等はできない。 ④ 市街化調整区域の建築制限（法第 43 条） 市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域内では知事（中核市長等）の許可を受けなければ農林漁業者住宅等一定の建築物以外の建築物の新築はできない。ま

・「全部委任市町」→「事務処理市町」に変更
・「委任市町長」→「中核市長等」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																												
第 1 開発許可制 度の概要 4. 山口県 における開 発許可制度 の推移 P1-6	4 山口県における開発許可制度の推移 <table><tr><td>昭44. 6. 14</td><td>新都市計画法施行（昭和43年6月15日公布） （下関、岩国、防府、周南、宇部、山口、萩、小野田、柳井、長門、美祢、小郡、山陽、阿知須、田布施の各都市計画区域）</td></tr><tr><td>昭45. 12. 22</td><td>周南都市計画区域線引</td></tr><tr><td>昭46. 12. 25</td><td>下関、岩国、防府の各都市計画区域線引</td></tr><tr><td>昭47. 3. 24</td><td>平生都市計画区域の決定</td></tr><tr><td>昭50. 3. 28</td><td>大島、由宇、玖珂、秋穂、秋芳、豊浦の各都市計画区域の決定</td></tr><tr><td>昭50. 4. 1</td><td>非線引都市計画区域にも開発許可制度適用 特定工作物に対して開発許可制度適用</td></tr><tr><td>昭52. 7. 29</td><td>熊毛、大和、周東の各都市計画区域の決定</td></tr><tr><td>昭54. 12. 1</td><td>一部の非線引都市計画区域（宇部、山口、小野田、柳井、小郡、田布施、平生、豊浦、熊毛、大和の各都市計画区域）について開発許可の規制対象面積を1,000㎡以上とした。</td></tr><tr><td>昭55. 4. 1</td><td>開発許可に係る面積が1ha未満のものを土木事務所長の専決とした。</td></tr><tr><td>昭55. 4. 1</td><td>徳山市長及び岩国市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>昭55. 10. 15</td><td>防府市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>昭56. 4. 1</td><td>下関市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>昭58. 10. 11</td><td>法第34条第10号イに規定する開発行為で、政令第31条に規定する市街化調整区域の大規模開発の面積を5haとした。</td></tr><tr><td>平 2. 4. 1</td><td>宇部市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>平 8. 4. 1</td><td>徳山市長へ開発許可に関する権限を一部委任（1ha未満）</td></tr></table>	昭44. 6. 14	新都市計画法施行（昭和43年6月15日公布） （下関、岩国、防府、周南、宇部、山口、萩、小野田、柳井、長門、美祢、小郡、山陽、阿知須、田布施の各都市計画区域）	昭45. 12. 22	周南都市計画区域線引	昭46. 12. 25	下関、岩国、防府の各都市計画区域線引	昭47. 3. 24	平生都市計画区域の決定	昭50. 3. 28	大島、由宇、玖珂、秋穂、秋芳、豊浦の各都市計画区域の決定	昭50. 4. 1	非線引都市計画区域にも開発許可制度適用 特定工作物に対して開発許可制度適用	昭52. 7. 29	熊毛、大和、周東の各都市計画区域の決定	昭54. 12. 1	一部の非線引都市計画区域（宇部、山口、小野田、柳井、小郡、田布施、平生、豊浦、熊毛、大和の各都市計画区域）について開発許可の規制対象面積を1,000㎡以上とした。	昭55. 4. 1	開発許可に係る面積が1ha未満のものを土木事務所長の専決とした。	昭55. 4. 1	徳山市長及び岩国市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）	昭55. 10. 15	防府市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）	昭56. 4. 1	下関市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）	昭58. 10. 11	法第34条第10号イに規定する開発行為で、政令第31条に規定する市街化調整区域の大規模開発の面積を5haとした。	平 2. 4. 1	宇部市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）	平 8. 4. 1	徳山市長へ開発許可に関する権限を一部委任（1ha未満）	4 山口県における開発許可制度の推移 <table><tr><td>昭 44. 6. 14</td><td>新都市計画法施行（昭和 43 年 6 月 15 日公布） （下関、岩国、防府、周南、宇部、山口、萩、小野田、柳井、長門、美祢、小郡、山陽、阿知須、田布施の各都市計画区域）</td></tr><tr><td>昭 45. 12. 22</td><td>周南都市計画区域線引</td></tr><tr><td>昭 46. 12. 25</td><td>下関、岩国、防府の各都市計画区域線引</td></tr><tr><td>昭 47. 3. 24</td><td>平生都市計画区域の決定</td></tr><tr><td>昭 50. 3. 28</td><td>大島、由宇、玖珂、秋穂、秋芳、豊浦の各都市計画区域の決定</td></tr><tr><td>昭 50. 4. 1</td><td>非線引都市計画区域にも開発許可制度適用 特定工作物に対して開発許可制度適用</td></tr><tr><td>昭 52. 7. 29</td><td>熊毛、大和、周東の各都市計画区域の決定</td></tr><tr><td>昭 54. 12. 1</td><td>一部の非線引都市計画区域（宇部、山口、小野田、柳井、小郡、田布施、平生、豊浦、熊毛、大和の各都市計画区域）について開発許可の規制対象面積を 1,000㎡以上とした。</td></tr><tr><td>昭 55. 4. 1</td><td>開発許可に係る面積が 1 ha 未満のものを土木事務所長の専決とした。</td></tr><tr><td>昭 55. 4. 1</td><td>徳山市長及び岩国市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>昭 55. 10. 15</td><td>防府市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>昭 56. 4. 1</td><td>下関市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>昭 58. 10. 11</td><td>法第 34 条第 10 号イに規定する開発行為で、政令第 31 条に規定する市街化調整区域の大規模開発の面積を 5 ha とした。</td></tr><tr><td>平 2. 4. 1</td><td>宇部市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）</td></tr><tr><td>平 8. 4. 1</td><td>徳山市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（1ha 未満）</td></tr></table> ・「委任」 → 「移譲」に変更	昭 44. 6. 14	新都市計画法施行（昭和 43 年 6 月 15 日公布） （下関、岩国、防府、周南、宇部、山口、萩、小野田、柳井、長門、美祢、小郡、山陽、阿知須、田布施の各都市計画区域）	昭 45. 12. 22	周南都市計画区域線引	昭 46. 12. 25	下関、岩国、防府の各都市計画区域線引	昭 47. 3. 24	平生都市計画区域の決定	昭 50. 3. 28	大島、由宇、玖珂、秋穂、秋芳、豊浦の各都市計画区域の決定	昭 50. 4. 1	非線引都市計画区域にも開発許可制度適用 特定工作物に対して開発許可制度適用	昭 52. 7. 29	熊毛、大和、周東の各都市計画区域の決定	昭 54. 12. 1	一部の非線引都市計画区域（宇部、山口、小野田、柳井、小郡、田布施、平生、豊浦、熊毛、大和の各都市計画区域）について開発許可の規制対象面積を 1,000㎡以上とした。	昭 55. 4. 1	開発許可に係る面積が 1 ha 未満のものを土木事務所長の専決とした。	昭 55. 4. 1	徳山市長及び岩国市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）	昭 55. 10. 15	防府市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）	昭 56. 4. 1	下関市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）	昭 58. 10. 11	法第 34 条第 10 号イに規定する開発行為で、政令第 31 条に規定する市街化調整区域の大規模開発の面積を 5 ha とした。	平 2. 4. 1	宇部市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）	平 8. 4. 1	徳山市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（1ha 未満）
昭44. 6. 14	新都市計画法施行（昭和43年6月15日公布） （下関、岩国、防府、周南、宇部、山口、萩、小野田、柳井、長門、美祢、小郡、山陽、阿知須、田布施の各都市計画区域）																																																													
昭45. 12. 22	周南都市計画区域線引																																																													
昭46. 12. 25	下関、岩国、防府の各都市計画区域線引																																																													
昭47. 3. 24	平生都市計画区域の決定																																																													
昭50. 3. 28	大島、由宇、玖珂、秋穂、秋芳、豊浦の各都市計画区域の決定																																																													
昭50. 4. 1	非線引都市計画区域にも開発許可制度適用 特定工作物に対して開発許可制度適用																																																													
昭52. 7. 29	熊毛、大和、周東の各都市計画区域の決定																																																													
昭54. 12. 1	一部の非線引都市計画区域（宇部、山口、小野田、柳井、小郡、田布施、平生、豊浦、熊毛、大和の各都市計画区域）について開発許可の規制対象面積を1,000㎡以上とした。																																																													
昭55. 4. 1	開発許可に係る面積が1ha未満のものを土木事務所長の専決とした。																																																													
昭55. 4. 1	徳山市長及び岩国市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）																																																													
昭55. 10. 15	防府市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）																																																													
昭56. 4. 1	下関市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）																																																													
昭58. 10. 11	法第34条第10号イに規定する開発行為で、政令第31条に規定する市街化調整区域の大規模開発の面積を5haとした。																																																													
平 2. 4. 1	宇部市長へ開発許可に関する権限を一部委任（3,000㎡未満）																																																													
平 8. 4. 1	徳山市長へ開発許可に関する権限を一部委任（1ha未満）																																																													
昭 44. 6. 14	新都市計画法施行（昭和 43 年 6 月 15 日公布） （下関、岩国、防府、周南、宇部、山口、萩、小野田、柳井、長門、美祢、小郡、山陽、阿知須、田布施の各都市計画区域）																																																													
昭 45. 12. 22	周南都市計画区域線引																																																													
昭 46. 12. 25	下関、岩国、防府の各都市計画区域線引																																																													
昭 47. 3. 24	平生都市計画区域の決定																																																													
昭 50. 3. 28	大島、由宇、玖珂、秋穂、秋芳、豊浦の各都市計画区域の決定																																																													
昭 50. 4. 1	非線引都市計画区域にも開発許可制度適用 特定工作物に対して開発許可制度適用																																																													
昭 52. 7. 29	熊毛、大和、周東の各都市計画区域の決定																																																													
昭 54. 12. 1	一部の非線引都市計画区域（宇部、山口、小野田、柳井、小郡、田布施、平生、豊浦、熊毛、大和の各都市計画区域）について開発許可の規制対象面積を 1,000㎡以上とした。																																																													
昭 55. 4. 1	開発許可に係る面積が 1 ha 未満のものを土木事務所長の専決とした。																																																													
昭 55. 4. 1	徳山市長及び岩国市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）																																																													
昭 55. 10. 15	防府市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）																																																													
昭 56. 4. 1	下関市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）																																																													
昭 58. 10. 11	法第 34 条第 10 号イに規定する開発行為で、政令第 31 条に規定する市街化調整区域の大規模開発の面積を 5 ha とした。																																																													
平 2. 4. 1	宇部市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（3,000㎡未満）																																																													
平 8. 4. 1	徳山市長へ開発許可に関する権限を一部移譲（1ha 未満）																																																													

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 1 開発許可制 度の概要 4. 山口県 における開 発許可制度 の推移 P1-7	平 9. 4. 1 防府市長へ開発許可に関する権限を一部 委任（1 ha 未満） 平10. 4. 1 岩国市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部 委任（1 ha 未満） 平11. 4. 1 下関市長及び宇部市長へ開発許可に関する権限を一部 委任（1 ha 未満） 平12. 4. 1 地方分権一括法施行により開発許可に関する事務が自治事務となる。 平13. 5. 18 都市計画区域外に開発許可制度適用 平14. 1. 23 開発行為等の許可の基準に関する条例施行（H13. 10. 23 公布） 平14. 4. 1 下関市が特例市へ移行 平15. 4. 1 宇部市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 平15. 4. 21 合併により旧新南陽市、旧熊毛町の区域が周南市長の権限となる（1ha 未満）。 平16. 11. 1 合併により旧楠町の区域が宇部市長の権限となる。 平17. 2. 1 山陽都市計画区域のうち宇部市の区域について、開発許可の規制対象面積を1,000㎡以上とした（宇部市条例）。 平17. 2. 13 合併により旧豊浦郡の区域が下関市長の権限となる。 平17. 10. 1 下関市が中核市へ移行 合併により旧吉敷郡の区域が山口市長の権限となる（1ha 未満）。 平18. 3. 20 合併により旧由宇町、旧玖珂町、旧周東町の区域が岩国市長の権限となる（1ha 未満）。 平18. 4. 1 山口市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 秋穂都市計画区域及び阿知須都市計画区域について、開発許可の規制対象面積を1,000㎡以上とした（山口市条例）。 平20. 4. 1 周南市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 平21. 4. 1 萩市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 柳井市長へ開発許可に関する権限を一部 委任（1 ha 未満） 平22. 1. 16 合併により旧阿東町の区域が山口市長の権限となる。 平23. 4. 1 防府市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 長門市長へ開発許可に関する権限を一部 委任（1 ha 未満） 平24. 4. 1 光市長へ開発許可に関する権限を一部 委任（1 ha 未満） 平26. 4. 1 山陽小野田市長へ開発許可に関する権限を一部 委任（1 ha 未満） 平30. 4. 1 岩国市へ開発許可に関する権限を全部移譲 令 4. 4. 1 阿武町へ開発許可に関する権限を全部移譲	平 9. 4. 1 防府市長へ開発許可に関する権限を一部 移譲（1 ha 未満） 平10. 4. 1 岩国市長及び山口市長へ開発許可に関する権限を一部 移譲（1 ha 未満） 平11. 4. 1 下関市長及び宇部市長へ開発許可に関する権限を一部 移譲（1 ha 未満） 平12. 4. 1 地方分権一括法施行により開発許可に関する事務が自治事務となる。 平13. 5. 18 都市計画区域外に開発許可制度適用 平14. 1. 23 開発行為等の許可の基準に関する条例施行（H13. 10. 23 公布） 平14. 4. 1 下関市が特例市へ移行 平15. 4. 1 宇部市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 平15. 4. 21 合併により旧新南陽市、旧熊毛町の区域が周南市長の権限となる（1ha 未満）。 平16. 11. 1 合併により旧楠町の区域が宇部市長の権限となる。 平17. 2. 1 山陽都市計画区域のうち宇部市の区域について、開発許可の規制対象面積を1,000 ㎡以上とした（宇部市条例）。 平17. 2. 13 合併により旧豊浦郡の区域が下関市長の権限となる。 平17. 10. 1 下関市が中核市へ移行 合併により旧吉敷郡の区域が山口市長の権限となる（1ha 未満）。 平18. 3. 20 合併により旧由宇町、旧玖珂町、旧周東町の区域が岩国市長の権限となる（1ha 未満）。 平18. 4. 1 山口市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 秋穂都市計画区域及び阿知須都市計画区域について、開発許可の規制対象面積を1,000 ㎡以上とした（山口市条例）。 平20. 4. 1 周南市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 平21. 4. 1 萩市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 柳井市長へ開発許可に関する権限を一部 移譲（1 ha 未満） 平22. 1. 16 合併により旧阿東町の区域が山口市長の権限となる。 平23. 4. 1 防府市長へ開発許可に関する権限を全部移譲 長門市長へ開発許可に関する権限を一部 移譲（1 ha 未満） 平24. 4. 1 光市長へ開発許可に関する権限を一部 移譲（1 ha 未満） 平26. 4. 1 山陽小野田市長へ開発許可に関する権限を一部 移譲（1 ha 未満） 平30. 4. 1 岩国市へ開発許可に関する権限を全部移譲 令 4. 4. 1 阿武町へ開発許可に関する権限を全部移譲 令 7. 4. 1 防府市が都市再生特別措置法の規定により事務処理を開始・開発審査会を設置

・防府市の事務処理開始を追加
・「委任」 → 「移譲」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																														
第 1 開発許可制 度の概要 5. 許可権 者 P1-7	5 許可権者 （令和 5 年 4 月 1 日現在） 山口県内における許可権者は次のとおり。 <table border="1"> <tr> <th>規 模 区 域</th><th>1 ha 未満</th><th>1 ha 以上</th></tr> <tr> <td>下関市（中核市）</td><td>市長</td><td>市長</td></tr> <tr> <td> 宇部市 山口市 周南市 萩 市 防府市 岩国市 阿武町 </td><td>（全部委任市町） 市町長</td><td>市町長</td></tr> <tr> <td> 柳井市 長門市 光 市 山陽小野田市 </td><td>（一部委任市） 市長</td><td>知事 （本庁）</td></tr> <tr> <td>その他の区域</td><td>知事 （土木建築事務所）</td><td>知事 （本庁）</td></tr> </table>	規 模 区 域	1 ha 未満	1 ha 以上	下関市（中核市）	市長	市長	宇部市 山口市 周南市 萩 市 防府市 岩国市 阿武町	（全部委任市町） 市町長	市町長	柳井市 長門市 光 市 山陽小野田市	（一部委任市） 市長	知事 （本庁）	その他の区域	知事 （土木建築事務所）	知事 （本庁）	5 許可権者 （令和 7 年 4 月 1 日現在） 山口県内における許可権者は次のとおり。 <table border="1"> <tr> <th>規 模 区 域</th><th>1 ha 未満</th><th>1 ha 以上</th></tr> <tr> <td>下関市（中核市）</td><td>市長</td><td>市長</td></tr> <tr> <td> 宇部市 山口市 周南市 萩 市 防府市 岩国市 阿武町 </td><td>（事務処理市町） 市町長</td><td>市町長</td></tr> <tr> <td> 柳井市 長門市 光 市 山陽小野田市 </td><td>（一部事務処理市） 市長</td><td>知事 （本庁）</td></tr> <tr> <td> 下松市 美祢市 周防大島町 和木町 上関町 田布施町 平生町 </td><td>知事 （土木建築事務所）</td><td>知事 （本庁）</td></tr> </table> ・「全部委任」、「一部委任」 → 「事務処理」、「一部事務処理」へ変更 ・その他の区域 → 市町名を明記	規 模 区 域	1 ha 未満	1 ha 以上	下関市（中核市）	市長	市長	宇部市 山口市 周南市 萩 市 防府市 岩国市 阿武町	（事務処理市町） 市町長	市町長	柳井市 長門市 光 市 山陽小野田市	（一部事務処理市） 市長	知事 （本庁）	下松市 美祢市 周防大島町 和木町 上関町 田布施町 平生町	知事 （土木建築事務所）	知事 （本庁）
規 模 区 域	1 ha 未満	1 ha 以上																														
下関市（中核市）	市長	市長																														
宇部市 山口市 周南市 萩 市 防府市 岩国市 阿武町	（全部委任市町） 市町長	市町長																														
柳井市 長門市 光 市 山陽小野田市	（一部委任市） 市長	知事 （本庁）																														
その他の区域	知事 （土木建築事務所）	知事 （本庁）																														
規 模 区 域	1 ha 未満	1 ha 以上																														
下関市（中核市）	市長	市長																														
宇部市 山口市 周南市 萩 市 防府市 岩国市 阿武町	（事務処理市町） 市町長	市町長																														
柳井市 長門市 光 市 山陽小野田市	（一部事務処理市） 市長	知事 （本庁）																														
下松市 美祢市 周防大島町 和木町 上関町 田布施町 平生町	知事 （土木建築事務所）	知事 （本庁）																														

項目
ページ

第 1
開発許可制
度の概要
6. 都市計
画区域指定
状況

P1-11

現行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）

(3) 非線引都市計画区域のうち 3,000 m²以上の開発行為の規制区域

都市計画区域名	法適用 年月日	現行区域 指定年月日	備考
萩都市計画	昭 6. 5. 10	昭60. 10. 29	旧萩市のうち一部を除いた区域
長門都市計画	昭11. 6. 3	昭31. 6. 1	旧長門市の全域、旧三隅町の全域
美祢都市計画	昭33. 1. 24	平24. 3. 30	美祢市の全域 旧美東町及び旧秋芳町のうち一部を除いた区域
大島都市計画	昭50. 3. 28	昭50. 3. 28	旧大島町のうち一部を除いた区域
山陽小野田都市計画	昭10. 3. 14	平24. 3. 30	
(旧山陽町)			旧山陽町の全域
東和都市計画	昭63. 4. 26	昭63. 4. 26	旧東和町のうち一部の区域

(4) 準都市計画区域（3,000 m²以上の開発行為の規制区域）

令和 4 年 4 月 1 日現在、山口県内に該当区域はない。

改訂版（令和 7 年 4 月）

(3) 非線引都市計画区域のうち 3,000 m²以上の開発行為の規制区域

都市計画区域名	法適用 年月日	現行区域 指定年月日	備考
萩都市計画	昭 6. 5. 10	昭60. 10. 29	旧萩市のうち一部を除いた区域
長門都市計画	昭11. 6. 3	昭31. 6. 1	旧長門市の全域、旧三隅町の全域
美祢都市計画	昭33. 1. 24	平24. 3. 30	美祢市の全域 旧美東町及び旧秋芳町のうち一部を除いた区域
大島都市計画	昭50. 3. 28	昭50. 3. 28	旧大島町のうち一部を除いた区域
山陽小野田都市計画	昭10. 3. 14	平24. 3. 30	
(旧山陽町)			旧山陽町の全域
東和都市計画	昭63. 4. 26	昭63. 4. 26	旧東和町のうち一部の区域

(4) 準都市計画区域（3,000 m²以上の開発行為の規制区域）

令和 7 年 4 月 1 日現在、山口県内に該当区域はない。

・「令和 4 年」→ 「令和 7 年」基準年月日の更新

項目 ページ	現 行（平成19年版 令和6年1月改訂）	改 訂 版（令和7年4月）
第1 開発許可制 度の概要 7. 開発許 可制度に関 する相談窓 口 P1-12	開発許可制度概要フロー	開発許可制度概要フロー

・開発許可制度概要フローチャートの図式変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 3 申請前の調査等 2. 開発許可に関する調査 P3-2～ P3-3	(6) 給水施設に関する事項 既存の給水施設の位置、能力及び利用状況 (7) 公益的施設に関する事項 既存の教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設の状況 3 事前相談 (1) 開発計画に関する事前相談制度 県建築指導課では、大規模な開発行為について、関係法令に基づく許認可と関連する公共事業との調整を図るとともに、許可申請手続を円滑に進めていただくため、事前に関係機関が合同で事前相談を受けている。 ① 事前相談の対象 県建築指導課が受ける事前相談は、開発面積が 1 ha 以上の開発行為で同課が許可事務を行うものを対象として、次の②から④によって行う。ただし、9 ホール以上のゴルフ場の開発計画については、次の(2)によること。 なお、上記以外のものについての事前相談は、許可事務を行う土木建築事務所又は中核市・委任市町に問い合わせること。 (2) ゴルフ場の開発計画に関する事前相談制度 県建築指導課の事前相談の対象とならない一定規模以上のゴルフ場については、別に県総合企画部政策企画課の主催で、関係機関が合同で事前に相談を受けている。 ① 事前相談の対象となるゴルフ場 地方税法に定めるゴルフ場 ② 事前相談の手続等 ゴルフ場の開発計画に関する事前相談に関する手続その他の詳細な事項については、総合企画部政策企画課へ問い合わせること。 4 公共施設の管理者等の同意、協議 開発許可を申請しようとする者は、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正等を図るため、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者等と協議しなければならない。 (1) 公共施設の管理者の同意又は協議（法第 32 条）	(6) 給水施設に関する事項 既存の給水施設の位置、能力及び利用状況 (7) 公益的施設に関する事項 既存の教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設の状況  削除 3 公共施設の管理者等の同意、協議 開発許可を申請しようとする者は、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正等を図るため、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者等と協議しなければならない。 (1) 公共施設の管理者の同意又は協議（法第 32 条） ① 公共施設の種類 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設 ② 公共施設の管理者の同意 公共施設の管理者の同意を得なければならないこととされたのは、開発行為に関する工 ・「3. 事前相談」の項を全て削除（P3-2～P3-4） ・「4. 公共施設の管理者等の同意、協議」→ 「3. 公共施設の管理者等の同意、協議」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続 2. 許可申請（協議申出）手続 P4-2	2 許可申請（協議申出）手続 （1）許可申請手続 開発行為の許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に必要な添付書面及び添付図面を添えて知事（委任市町長）に提出しなければならない。 ① 申請書の提出場所 各市町開発担当窓口 ② 申請書の提出部数 委任市町において許可する場合 2 部 県土木建築事務所において許可する場合 3 部 県建築指導課において許可する場合 4 部 （2）協議申出手続 開発許可の特例協議の申出をしようとする者は、開発許可特例協議申出書を知事（委任市町長）に提出しなければならない。 ① 添付図書 開発許可申請に必要な添付書面及び添付図面の提出を原則とするが、添付不要の書面（資金計画書、申請者の資力及び信用に関する申告書等）もあるため、事前に県・市町の担当部署と打ち合わせを行うこと。 ② 申出書の提出場所 各市町開発担当窓口 ③ 申出書の提出部数 委任市町において協議する場合 2 部 県土木建築事務所において協議する場合 3 部 県建築指導課において協議する場合 4 部	2 許可申請（協議申出）手続 （1）許可申請手続 開発行為の許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に必要な添付書面及び添付図面を添えて知事（事務処理市町長）に提出しなければならない。 ① 申請書の提出場所 各市町開発担当窓口 ② 申請書の提出部数 事務処理市町において許可する場合 2 部 県土木建築事務所において許可する場合 3 部 県建築指導課において許可する場合 4 部 （2）協議申出手続 開発許可の特例協議の申出をしようとする者は、開発許可特例協議申出書を知事（事務処理市町長）に提出しなければならない。 ① 添付図書 開発許可申請に必要な添付書面及び添付図面の提出を原則とするが、添付不要の書面（資金計画書、申請者の資力及び信用に関する申告書等）もあるため、事前に県・市町の担当部署と打ち合わせを行うこと。 ② 申出書の提出場所 各市町開発担当窓口 ③ 申出書の提出部数 事務処理市町において協議する場合 2 部 県土木建築事務所において協議する場合 3 部 県建築指導課において協議する場合 4 部 ・「委任」 → 「事務処理」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																																																																																																																						
第 4 開発行為許可申請（協議申出）手続 3. 開発許可申請書及びその添付図書 P4-3	<table><tr><th rowspan="2">書類の名称</th><th rowspan="2">様式 根拠</th><th rowspan="2">明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項</th><th colspan="3">添付要否</th></tr><tr><th>自己 居住</th><th>自己 業務</th><th>自己 用外</th></tr><tr><td>開発行為許可申請書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>省令別記 様式第 2 ・第2の2</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発許可特例協議申 出書 （様式有り）</td><td>県規則第 4号様式 の2</td><td></td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計説明書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 16号様式</td><td>・設計の方針、開発区域内の土地の 現況、土地利用計画、公共施設の 整備計画等を記載すること。</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>資金計画書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>省令別記 様式第 3</td><td>・収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は 預金等残高証明書を添付すること。</td><td>×</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 ×</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者の 同意書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者と の協議経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>水道事業者との協議 経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発行為の同意書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 17号様式</td><td>・開発区域内等権利者一覧表（県細 則第17号様式別紙）を添付すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>土地の登記事項証明 書</td><td></td><td>・申請時から 3 月以内に作成された ものであること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計者の資格に関す る申告書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 18号様式</td><td>・開発区域の面積が 1 ha 以上の場合 に限り必要であること。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付 すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>申請者の資力及び信 用に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 2 号様式</td><td>・法人の事項全部証明書（申請者が 個人の場合にあっては、住民票の 写し）、法人税又は所得税及び事 業税の納税証明書並びに直前事業 年度の財務諸表及び定款の写しを 添付すること。 ※完了公告の手続きの際は、1ha未満の 場合も登記事項証明が必要です。</td><td>×</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 ×</td><td>○</td></tr></table>	書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否			自己 居住	自己 業務	自己 用外	開発行為許可申請書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 2 ・第2の2		○	○	○	開発許可特例協議申 出書 （様式有り）	県規則第 4号様式 の2		—	○	○	設計説明書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 16号様式	・設計の方針、開発区域内の土地の 現況、土地利用計画、公共施設の 整備計画等を記載すること。	×	○	○	資金計画書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 3	・収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は 預金等残高証明書を添付すること。	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○	公共施設の管理者の 同意書			○	○	○	公共施設の管理者と の協議経過書			○	○	○	水道事業者との協議 経過書			○	○	○	開発行為の同意書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 17号様式	・開発区域内等権利者一覧表（県細 則第17号様式別紙）を添付すること。	○	○	○	土地の登記事項証明 書		・申請時から 3 月以内に作成された ものであること。	○	○	○	設計者の資格に関す る申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 18号様式	・開発区域の面積が 1 ha 以上の場合 に限り必要であること。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付 すること。	○	○	○	申請者の資力及び信 用に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 2 号様式	・法人の事項全部証明書（申請者が 個人の場合にあっては、住民票の 写し）、法人税又は所得税及び事 業税の納税証明書並びに直前事業 年度の財務諸表及び定款の写しを 添付すること。 ※完了公告の手続きの際は、1ha未満の 場合も登記事項証明が必要です。	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○	<table><tr><th rowspan="2">書類の名称</th><th rowspan="2">様式 根拠</th><th rowspan="2">明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項</th><th colspan="3">添付要否</th></tr><tr><th>自己 居住</th><th>自己 業務</th><th>自己 用外</th></tr><tr><td>開発行為許可申請書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>省令別記 様式第 2 ・第2の2</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発許可特例協議申 出書 （様式有り）</td><td>県規則第 4号様式 の2</td><td></td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計説明書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 16号様式</td><td>○設計の方針、開発区域内の土地の 現況、土地利用計画、公共施設の 整備計画等を記載すること。</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>資金計画書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>省令別記 様式第 3</td><td>○収支計画及び年度別資金計画を明 示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれ かの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書</td><td>△ （※1）</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 △ （※1）</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者の 同意書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>公共施設の管理者と の協議経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>水道事業者との協議 経過書</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>開発行為の同意書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 17号様式</td><td>○開発区域内等権利者一覧表（県細 則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類（※2）を添付する こと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>土地の登記事項証明 書</td><td></td><td>○申請時から 3 月以内に作成された ものであること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>設計者の資格に関す る申告書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 18号様式</td><td>○開発区域の面積が 1 ha 以上の場合 に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付 すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>申請者の資力及び信 用に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）</td><td>県規則第 2 号様式</td><td>○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番 号カードの写し（表面のみ） ・暴力団等に該当しないこと旨の 誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表</td><td>△ （※1） （※3）</td><td>1ha以上 ○ 1ha未満 △ （※1） （※3）</td><td>○</td></tr></table>	書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否			自己 居住	自己 業務	自己 用外	開発行為許可申請書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 2 ・第2の2		○	○	○	開発許可特例協議申 出書 （様式有り）	県規則第 4号様式 の2		—	○	○	設計説明書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の 現況、土地利用計画、公共施設の 整備計画等を記載すること。	×	○	○	資金計画書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 3	○収支計画及び年度別資金計画を明 示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれ かの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ （※1）	1ha以上 ○ 1ha未満 △ （※1）	○	公共施設の管理者の 同意書			○	○	○	公共施設の管理者と の協議経過書			○	○	○	水道事業者との協議 経過書			○	○	○	開発行為の同意書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県細 則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類（※2）を添付する こと。	○	○	○	土地の登記事項証明 書		○申請時から 3 月以内に作成された ものであること。	○	○	○	設計者の資格に関す る申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 18号様式	○開発区域の面積が 1 ha 以上の場合 に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付 すること。	○	○	○	申請者の資力及び信 用に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 2 号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番 号カードの写し（表面のみ） ・暴力団等に該当しないこと旨の 誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ （※1） （※3）	1ha以上 ○ 1ha未満 △ （※1） （※3）	○
書類の名称	様式 根拠				明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否																																																																																																																																																		
		自己 居住	自己 業務	自己 用外																																																																																																																																																				
開発行為許可申請書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 2 ・第2の2		○	○	○																																																																																																																																																			
開発許可特例協議申 出書 （様式有り）	県規則第 4号様式 の2		—	○	○																																																																																																																																																			
設計説明書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 16号様式	・設計の方針、開発区域内の土地の 現況、土地利用計画、公共施設の 整備計画等を記載すること。	×	○	○																																																																																																																																																			
資金計画書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 3	・収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は 預金等残高証明書を添付すること。	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者の 同意書			○	○	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者と の協議経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
水道事業者との協議 経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
開発行為の同意書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 17号様式	・開発区域内等権利者一覧表（県細 則第17号様式別紙）を添付すること。	○	○	○																																																																																																																																																			
土地の登記事項証明 書		・申請時から 3 月以内に作成された ものであること。	○	○	○																																																																																																																																																			
設計者の資格に関す る申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 18号様式	・開発区域の面積が 1 ha 以上の場合 に限り必要であること。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付 すること。	○	○	○																																																																																																																																																			
申請者の資力及び信 用に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 2 号様式	・法人の事項全部証明書（申請者が 個人の場合にあっては、住民票の 写し）、法人税又は所得税及び事 業税の納税証明書並びに直前事業 年度の財務諸表及び定款の写しを 添付すること。 ※完了公告の手続きの際は、1ha未満の 場合も登記事項証明が必要です。	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○																																																																																																																																																			
書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否																																																																																																																																																					
			自己 居住	自己 業務	自己 用外																																																																																																																																																			
開発行為許可申請書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 2 ・第2の2		○	○	○																																																																																																																																																			
開発許可特例協議申 出書 （様式有り）	県規則第 4号様式 の2		—	○	○																																																																																																																																																			
設計説明書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の 現況、土地利用計画、公共施設の 整備計画等を記載すること。	×	○	○																																																																																																																																																			
資金計画書 （様式有り） （記載例有り）	省令別記 様式第 3	○収支計画及び年度別資金計画を明 示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれ かの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ （※1）	1ha以上 ○ 1ha未満 △ （※1）	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者の 同意書			○	○	○																																																																																																																																																			
公共施設の管理者と の協議経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
水道事業者との協議 経過書			○	○	○																																																																																																																																																			
開発行為の同意書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県細 則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類（※2）を添付する こと。	○	○	○																																																																																																																																																			
土地の登記事項証明 書		○申請時から 3 月以内に作成された ものであること。	○	○	○																																																																																																																																																			
設計者の資格に関す る申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 18号様式	○開発区域の面積が 1 ha 以上の場合 に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付 すること。	○	○	○																																																																																																																																																			
申請者の資力及び信 用に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 2 号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写し又は個人番 号カードの写し（表面のみ） ・暴力団等に該当しないこと旨の 誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ （※1） （※3）	1ha以上 ○ 1ha未満 △ （※1） （※3）	○																																																																																																																																																			
		・ 明示すべき事項、添付書類、作成留意事項、添付要否の変更																																																																																																																																																						

項目
ページ

第 4
開発行為許可申請（協議申出）手続
3. 開発許可申請書及びその添付図書

P4-4

現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）

書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付可否		
			自己 居住	自己 業務	自己 用外
工事施行者の能力に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則 第 3 号 様式	・法人の登記事項証明書（施行者が個人の 場合にあっては、住民票の写し） ・法人税又は所得税及び事業税の納税 証明書、直前事業年度の財務諸表の写 し並びに工事経歴書を添付すること。	×	1ha以上 ○ 1ha未満 ×	○
他法令に基づく許可書等の写し			○	○	○
設計図面		・図面毎に作成者氏名を記入すること。 ・各図面の作り方等については、次頁以下 の(2)を参照すること。	○	○	○
都市計画法第34条 該当に関する申告書		・法第34条第 1 号から第13号までのい ずれかに該当することにより許可を受け る場合には法第34条に該当する申告書 を添付すること。	○	○	○
開発審査会の議を 経た旨の通知書の 写し		・法第34条第14号に該当することによ り許可を受ける場合に必要であること。	○	○	○
義務教育施設の設 置義務者との協議 経過書		・開発区域の面積が20ha以上の場合で、 当該開発区域内に居住することとなる 者がある場合に限り必要であること。	○	○	○
一般電気事業者等 及び一般ガス事業 者との協議経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に 限り必要であること。	○	○	○
鉄道事業者及び軌 道経営者との協議 経過書		・開発区域の面積が40ha以上の場合に 限り必要であること。	○	○	○
市民農園開設認定 書の写し		・市民農園整備促進法第12条第 1 項の 規定に基づき法第34条第14号に該当す るものとみなされた開発行為に係る申 請に限り必要であること。 ・市民農園の区域並びに市民農園施設 の配置及び種別を表示した図面を添付 すること。	○	○	○
地方拠点都市地域 の整備及び産業業 務施設の再配置の 促進に関する法律 第 6 条第 1 項に規 定する基本計画に 即し行われる開発 行為であることを 証する書面		・地方拠点都市地域の整備及び産業業務 施設の再配置の促進に関する法律第31 条第3 項の規定に基づき法第34条第14 号に該当するものとみなされた開発行 為に係る申請に限り必要であること。 ・地方拠点都市地域における都市計画法 の特例等に関する省令第 8 条第 2 項の 協議に係る基計画に添付した図面の写 しを添付すること。	○	○	○

※ 1 完了公告の事務処理時において、1ha 未満で提出不要としている事項全部証明書及び住民票の写しの提出を求めています。

改 訂 版（令和 7 年 4 月）

書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付可否		
			自己 居住	自己 業務	自己 用外
		【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ） ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・所得税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表			
工事施行者の能力に関する申告書 （様式有り） （記載例有り）	県規則第 3 号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※ 3) 【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ） ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※ 3)	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○
他法令に基づく許可書等の写し			○	○	○
設計図面		・図面毎に作成者氏名を記入すること。 ・各図面の作り方等については、次頁	○	○	○

開発行為であることを証する書面

・地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第 8 条第 2 項の協議に係る基計画に添付した図面の写しを添付すること。

※ 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。
※ 2 本人確認書類とは以下の書類をいう。
・戸籍簿証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）
・戸籍証明書（法人の場合に限る）
・住民票の写し
・個人番号カード（表面のみ）
・運転免許証
・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
・在留カード又は特別永住者証明書
・これらに類するものであって、氏名、生年月日及び住所を証する書類として知事が認めるもの
※ 3 完了公告の事務処理時において、提出不要としている法人の全部事項証明書又は住民票の写しの提出が必要です。

・明示すべき事項、添付書類、作成留意事項、添付可否の変更・追記

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 5 開発工事着手から工事完了までの 手続 3. 変更許可申請・変更協議申出・変更届 P5-2	② 添付図書（開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものに限る。） 公共施設の管理者の同意書、公共施設を管理することとなる者等との協議経過書、位置図、区域図、開発行為の同意書、設計者の資格に関する申告書、設計者が必要な資格を有することを証する書類、土地の登記事項証明書、土地の公図の写し、土地の求積図、申請者の資力及び信用に関する申告書、工事施行者の能力に関する申告書その他知事が必要と認める書類 ③ 提出部数 委任市町許可：2 部 土木建築事務所許可：3 部 県建築指導課許可：4 部 （3）変更許可の基準 開発行為の許可の基準と同じ。 変更協議申出 国、県等が行う開発行為で開発許可権者との協議が成立したものの内容を変更するときは、速やかに、開発行為変更協議申出書に必要な書面及び図面を添えて協議を行わなければならない。	② 添付図書（開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものに限る。） 公共施設の管理者の同意書、公共施設を管理することとなる者等との協議経過書、位置図、区域図、開発行為の同意書、設計者の資格に関する申告書、設計者が必要な資格を有することを証する書類、土地の登記事項証明書、土地の公図の写し、土地の求積図、申請者の資力及び信用に関する申告書、工事施行者の能力に関する申告書その他知事が必要と認める書類 ③ 提出部数 事務処理市町許可：2 部 土木建築事務所許可：3 部 県建築指導課許可：4 部 （3）変更許可の基準 開発行為の許可の基準と同じ。 変更協議申出 国、県等が行う開発行為で開発許可権者との協議が成立したものの内容を変更するときは、速やかに、開発行為変更協議申出書に必要な書面及び図面を添えて協議を行わなければならない。 ・「委任」 → 「事務処理」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）												
第 5 開発工事着手から工事完了までの手続 3. 変更許可申請・変更協議申出・変更届 4. 開発行為の廃止 5. 許可に基づく地位の承継 P5-3	（2）変更届の手続 ① 開発行為の変更届を行おうとする場合は、開発行為変更届（変更に係る事項についての内容を記載した書類及び図書を含む。）を提出すること。 ② 提出部数 委任市町許可：1 部 土木(建築)事務所許可：2 部 県建築指導課許可：3 部 4 開発行為の廃止（法第 38 条、省令第 32 条） 開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、開発行為に関する工事の廃止の届出書に次に掲げる図書等を添えて提出すること。 <table><tr><td>a</td><td>工事の廃止理由を記載した書面</td></tr><tr><td>b</td><td>廃止に伴う措置を記載した書面</td></tr><tr><td>c</td><td>廃止時の土地の状況を明らかにした図面、写真等</td></tr></table> ○提出部数 委任市町許可：1 部 土木建築事務所許可：2 部 県建築指導課許可：3 部 5 許可に基づく地位の承継（法第 44 条、法第 45 条） （1）一般承継（法第 44 条） 法第 29 条の開発許可又は法第 43 条第 1 項の建築許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継者が有していた当該許可に基づく地位を承継することとなる。 ① 「一般承継人」とは、相続人、合併後存続する法人又は合併により新たに設立された法人をいう。 ② 「許可に基づく地位」とは、許可を受けたことによって発生する次のような権利と義務の総体をいう。 a 適法に開発行為、建築行為又はこれらに係る用途変更を行う権能 b 土地所有者等との間に工事につき同意を得ているという地位 c 公共施設の管理者との同意又は協議によって定められている公共施設の設置若しくは変更を行う権能 d 工事完了の届出義務又は工事廃止の届出義務 ③ 被承継人が有していた地位を承継した者は、地位承継届に地位を承継したことを証する書類を添えて提出すること。 ④ 提出部数 委任市町許可：1 部 土木建築事務所許可：2 部 県建築指導課許可：3 部	a	工事の廃止理由を記載した書面	b	廃止に伴う措置を記載した書面	c	廃止時の土地の状況を明らかにした図面、写真等	（2）変更届の手続 ① 開発行為の変更届を行おうとする場合は、開発行為変更届（変更に係る事項についての内容を記載した書類及び図書を含む。）を提出すること。 ② 提出部数 事務処理市町許可：1 部 土木(建築)事務所許可：2 部 県建築指導課許可：3 部 4 開発行為の廃止（法第 38 条、省令第 32 条） 開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、開発行為に関する工事の廃止の届出書に次に掲げる図書等を添えて提出すること。 <table><tr><td>a</td><td>工事の廃止理由を記載した書面</td></tr><tr><td>b</td><td>廃止に伴う措置を記載した書面</td></tr><tr><td>c</td><td>廃止時の土地の状況を明らかにした図面、写真等</td></tr></table> ○提出部数 事務処理市町許可：1 部 土木建築事務所許可：2 部 県建築指導課許可：3 部 5 許可に基づく地位の承継（法第 44 条、法第 45 条） （1）一般承継（法第 44 条） 法第 29 条の開発許可又は法第 43 条第 1 項の建築許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継者が有していた当該許可に基づく地位を承継することとなる。 ① 「一般承継人」とは、相続人、合併後存続する法人又は合併により新たに設立された法人をいう。 ② 「許可に基づく地位」とは、許可を受けたことによって発生する次のような権利と義務の総体をいう。 a 適法に開発行為、建築行為又はこれらに係る用途変更を行う権能 b 土地所有者等との間に工事につき同意を得ているという地位 c 公共施設の管理者との同意又は協議によって定められている公共施設の設置若しくは変更を行う権能 d 工事完了の届出義務又は工事廃止の届出義務 ③ 被承継人が有していた地位を承継した者は、地位承継届に地位を承継したことを証する書類を添えて提出すること。 ④ 提出部数 事務処理市町許可：1 部 土木建築事務所許可：2 部 県建築指導課許可：3 部 ・「委任」 → 「事務処理」に変更	a	工事の廃止理由を記載した書面	b	廃止に伴う措置を記載した書面	c	廃止時の土地の状況を明らかにした図面、写真等
a	工事の廃止理由を記載した書面													
b	廃止に伴う措置を記載した書面													
c	廃止時の土地の状況を明らかにした図面、写真等													
a	工事の廃止理由を記載した書面													
b	廃止に伴う措置を記載した書面													
c	廃止時の土地の状況を明らかにした図面、写真等													

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 5 開発工事着 手から工事 完了までの 手続 6. 工事完 了公告前の 建築制限等 		

項目ページ

第5
開発工事着手から工事完了までの手続
7. 工事完了届

P5-6

現行（平成19年版 令和6年1月改訂）

7 工事完了届（公区別も可）（法第36条、省令第29条～第31条）

開発許可を受けた工事が完了した場合は、工事完了届出書を提出し、許可権者による工事完了の検査を受ける必要がある。

(1) 工事完了届出書の添付書類

a	工事写真
b	公的機関の発行する水質の検査結果の証明書
c	土質試験の結果について記載した書面
d	材料試験の結果について記載した書面
e	開発区域の確定測量図
f	土地利用計画図
g	公共施設管理者の検査済を証する書面※法第32条の同意に関する工事
h	その他

○提出部数 委任市町許可：1部 土木建築事務所許可：2部 県建築指導課許可：3部

(2) 工事完了の検査

① 事前に公共施設の完了検査を受ける場合は、公共施設工事完了届出書を提出すること。

② 工区ごとに完了検査を受ける場合も、公共施設が完了していることが必要である。

③ 工事の完了検査に合格した場合は、完了検査済証が交付され、工事の完了公告が行われる。

* 完了検査は、原則として別添「開発許可に係る工事検査要領（案）」に基づき実施されるので、参照すること。

○工事完了後の事務処理のフロー図

開 発 者	市 町	土木建築事務所	県建築指導課
工事完了届出書	届出書受理 ○県許可分 進達 ○委任市町処理分 ・完了検査 ・検査済証交付 ・完了公告	届出書受理 ○建築指導課許可分 進達 ○土木事務所許可分 ・完了検査 ・検査済証交付 ・完了公告手続	届出書受理 ・完了検査 ・検査済証交付 ・完了公告※

改訂版（令和7年4月）

7 工事完了届（公区別も可）（法第36条、省令第29条～第31条）

開発許可を受けた工事が完了した場合は、工事完了届出書を提出し、許可権者による工事完了の検査を受ける必要がある。

(1) 工事完了届出書の添付書類

a	工事写真
b	公的機関の発行する水質の検査結果の証明書
c	土質試験の結果について記載した書面
d	材料試験の結果について記載した書面
e	開発区域の確定測量図
f	土地利用計画図
g	公共施設管理者の検査済を証する書面※法第32条の同意に関する工事
h	その他

○提出部数 事務処理市町許可：1部 土木建築事務所許可：2部 県建築指導課許可：3部

(2) 工事完了の検査

① 事前に公共施設の完了検査を受ける場合は、公共施設工事完了届出書を提出すること。

② 工区ごとに完了検査を受ける場合も、公共施設が完了していることが必要である。

③ 工事の完了検査に合格した場合は、完了検査済証が交付され、工事の完了公告が行われる。

* 完了検査は、原則として別添「開発許可に係る工事検査要領（案）」に基づき実施されるので、参照すること。

○工事完了後の事務処理のフロー図

開 発 者	市 町	土木建築事務所	県建築指導課
工事完了届出書	届出書受理 ○県許可分 進達 ○事務処理市町処理分 ・完了検査 ・検査済証交付 ・完了公告	届出書受理 ○建築指導課許可分 進達 ○土木事務所許可分 ・完了検査 ・検査済証交付 ・完了公告手続	届出書受理 ・完了検査 ・検査済証交付 ・完了公告※

・「委任」 → 「事務処理」変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 5 開発工事着 手から工事 完了までの 手続 別紙 工事検査 の方法 P5-8	別 紙 工事検査の方法 (1) 完成検査 ① 完了検査の実施にあたっては、施工区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。 ② この工事検査の方法に含まれないものについては、山口県土木工事施工管理基準を参考とするものとする。 ③ 検査の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、手直工事を指示し、報告を求めるものとする。 ただし、敷地の機能、維持管理上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、報告を求めないことができる。	別 紙 工事検査の方法 (1) 完了検査 ① 完了検査の実施にあたっては、施工区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。 ② この工事検査の方法に含まれないものについては、山口県土木工事施工管理基準を参考とするものとする。 ③ 検査の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、手直工事を指示し、報告を求めるものとする。 ただし、敷地の機能、維持管理上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、報告を求めないことができる。 ・「完成検査」 → 「完了検査」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 7 開発許可等 の基準 解説文 P7-1	第 7 開発許可等の基準 開発行為は、その設計等が許可基準に適合していなければ許可とならない。 なお、開発行為の目的が自己居住用、自己業務用又は自己用外のいずれであるかにより基準の適用項目が異なるので、次の表を参考にする。 開発許可基準の適用区分 (○印：適用 ×印：不適用) <table><tr><th rowspan="2">許可基準</th><th colspan="3">建築物</th><th colspan="2">第1種特定工作物 (コンクリートﾌﾟﾗﾝﾄ等)</th><th colspan="2">第2種特定工作物 (ｺﾞﾙﾌｺｰｽ等)</th></tr><tr><th>自 己 居住用</th><th>自 己 業務用</th><th>自 己 用 外</th><th>自 己 業務用</th><th>自 己 用 外</th><th>自 己 業務用</th><th>自 己 用 外</th></tr><tr><td>① 用途地域等への適合</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>② 道路、公園等の公共空地 の確保等</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>③ 排水施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>④ 給水施設</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑤ 地区計画等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑥ 公共施設、公益的施設</td><td>目的により ○</td><td>目的により ○</td><td>○</td><td>目的により ○</td><td>○</td><td>目的により ○</td><td>目的により ○</td></tr><tr><td>⑦ 防災・安全措置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑧ 土砂災害特別警戒区域等の除外</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑨ 樹木の保存、表土の保全</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑩ 緩衝帯</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑪ 輸送施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑫ 申請者の資力・信用</td><td>×</td><td>1ha以上○ 1ha未満×</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満×</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満×</td><td>○</td></tr><tr><td>⑬ 工事施行者の能力</td><td>×</td><td>1ha以上○ 1ha未満×</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満×</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満×</td><td>○</td></tr><tr><td>⑭ 関係権利者の同意</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑮ 建築物の敷地の面積</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>(参考) 市街化調整区域における 開発の制限 (法第34条)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr></table> 注) 1 上記許可基準の③、⑦については、盛土等防災マニュアル及び同解説を参考にすること。 2 「目的により」とは、許可基準の適用について開発行為の目的に照らして判断するという意味である。 3 ⑨、⑩の基準は開発区域の面積が 1 ha 以上の場合に、⑪の基準は開発区域の面積が 40ha 以上の場合に適用される。 4 市街化調整区域の場合は、この開発許可の基準（一般基準）の他に、法第34条の市街化調整区域内の許可基準に適合していなければならない。	許可基準	建築物			第1種特定工作物 (コンクリートﾌﾟﾗﾝﾄ等)		第2種特定工作物 (ｺﾞﾙﾌｺｰｽ等)		自 己 居住用	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外	① 用途地域等への適合	○	○	○	○	○	○	○	② 道路、公園等の公共空地 の確保等	×	○	○	○	○	○	○	③ 排水施設	○	○	○	○	○	○	○	④ 給水施設	×	○	○	○	○	○	○	⑤ 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○	⑥ 公共施設、公益的施設	目的により ○	目的により ○	○	目的により ○	○	目的により ○	目的により ○	⑦ 防災・安全措置	○	○	○	○	○	○	○	⑧ 土砂災害特別警戒区域等の除外	×	○	○	○	○	○	○	⑨ 樹木の保存、表土の保全	○	○	○	○	○	○	○	⑩ 緩衝帯	○	○	○	○	○	○	○	⑪ 輸送施設	○	○	○	○	○	○	○	⑫ 申請者の資力・信用	×	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○	⑬ 工事施行者の能力	×	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○	⑭ 関係権利者の同意	○	○	○	○	○	○	○	⑮ 建築物の敷地の面積	○	×	○	×	×	×	×	(参考) 市街化調整区域における 開発の制限 (法第34条)	○	○	○	○	○	×	×	第 7 開発許可等の基準 開発行為は、その設計等が許可基準に適合していなければ許可とならない。 なお、開発行為の目的が自己居住用、自己業務用又は自己用外のいずれであるかにより基準の適用項目が異なるので、次の表を参考にする。 開発許可基準の適用区分 (○印：適用 △印：適用の場合がある ×印：不適用) <table><tr><th rowspan="2">許可基準</th><th colspan="3">建築物</th><th colspan="2">第1種特定工作物 (コンクリートﾌﾟﾗﾝﾄ等)</th><th colspan="2">第2種特定工作物 (ｺﾞﾙﾌｺｰｽ等)</th></tr><tr><th>自 己 居住用</th><th>自 己 業務用</th><th>自 己 用 外</th><th>自 己 業務用</th><th>自 己 用 外</th><th>自 己 業務用</th><th>自 己 用 外</th></tr><tr><td>① 用途地域等への適合</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>② 道路、公園等の公共空地 の確保等</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>③ 排水施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>④ 給水施設</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑤ 地区計画等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑥ 公共施設、公益的施設</td><td>目的により ○</td><td>目的により ○</td><td>○</td><td>目的により ○</td><td>○</td><td>目的により ○</td><td>目的により ○</td></tr><tr><td>⑦ 防災・安全措置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑧ 土砂災害特別警戒区域等の除外</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑨ 樹木の保存、表土の保全</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑩ 緩衝帯</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑪ 輸送施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑫ 申請者の資力・信用</td><td>△</td><td>1ha以上○ 1ha未満△</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満△</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満△</td><td>○</td></tr><tr><td>⑬ 工事施行者の能力</td><td>△</td><td>1ha以上○ 1ha未満△</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満△</td><td>○</td><td>1ha以上○ 1ha未満△</td><td>○</td></tr><tr><td>⑭ 関係権利者の同意</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑮ 建築物の敷地の面積</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>(参考) 市街化調整区域における 開発の制限 (法第34条)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr></table> 注) 1 上記許可基準の③、⑦については、盛土等防災マニュアル及び同解説を参考にすること。 2 「目的により」とは、許可基準の適用について開発行為の目的に照らして判断するという意味である。 3 ⑨、⑩の基準は開発区域の面積が 1 ha 以上の場合に、⑪の基準は開発区域の面積が 40ha 以上の場合に適用される。 4 ⑫、⑬の基準の△印は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する工事の場合に、適用。 5 市街化調整区域の場合は、この開発許可の基準（一般基準）の他に、法第34条の市街化調整区域内の許可基準に適合していなければならない。	許可基準	建築物			第1種特定工作物 (コンクリートﾌﾟﾗﾝﾄ等)		第2種特定工作物 (ｺﾞﾙﾌｺｰｽ等)		自 己 居住用	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外	① 用途地域等への適合	○	○	○	○	○	○	○	② 道路、公園等の公共空地 の確保等	×	○	○	○	○	○	○	③ 排水施設	○	○	○	○	○	○	○	④ 給水施設	×	○	○	○	○	○	○	⑤ 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○	⑥ 公共施設、公益的施設	目的により ○	目的により ○	○	目的により ○	○	目的により ○	目的により ○	⑦ 防災・安全措置	○	○	○	○	○	○	○	⑧ 土砂災害特別警戒区域等の除外	×	○	○	○	○	○	○	⑨ 樹木の保存、表土の保全	○	○	○	○	○	○	○	⑩ 緩衝帯	○	○	○	○	○	○	○	⑪ 輸送施設	○	○	○	○	○	○	○	⑫ 申請者の資力・信用	△	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○	⑬ 工事施行者の能力	△	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○	⑭ 関係権利者の同意	○	○	○	○	○	○	○	⑮ 建築物の敷地の面積	○	×	○	×	×	×	×	(参考) 市街化調整区域における 開発の制限 (法第34条)	○	○	○	○	○	×	×
許可基準	建築物			第1種特定工作物 (コンクリートﾌﾟﾗﾝﾄ等)		第2種特定工作物 (ｺﾞﾙﾌｺｰｽ等)																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	自 己 居住用	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外																																																																																																																																																																																																																																																																																									
① 用途地域等への適合	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
② 道路、公園等の公共空地 の確保等	×	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
③ 排水施設	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
④ 給水施設	×	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑤ 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑥ 公共施設、公益的施設	目的により ○	目的により ○	○	目的により ○	○	目的により ○	目的により ○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑦ 防災・安全措置	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑧ 土砂災害特別警戒区域等の除外	×	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑨ 樹木の保存、表土の保全	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑩ 緩衝帯	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑪ 輸送施設	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑫ 申請者の資力・信用	×	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑬ 工事施行者の能力	×	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○	1ha以上○ 1ha未満×	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑭ 関係権利者の同意	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑮ 建築物の敷地の面積	○	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(参考) 市街化調整区域における 開発の制限 (法第34条)	○	○	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																									
許可基準	建築物			第1種特定工作物 (コンクリートﾌﾟﾗﾝﾄ等)		第2種特定工作物 (ｺﾞﾙﾌｺｰｽ等)																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	自 己 居住用	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外	自 己 業務用	自 己 用 外																																																																																																																																																																																																																																																																																									
① 用途地域等への適合	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
② 道路、公園等の公共空地 の確保等	×	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
③ 排水施設	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
④ 給水施設	×	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑤ 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑥ 公共施設、公益的施設	目的により ○	目的により ○	○	目的により ○	○	目的により ○	目的により ○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑦ 防災・安全措置	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑧ 土砂災害特別警戒区域等の除外	×	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑨ 樹木の保存、表土の保全	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑩ 緩衝帯	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑪ 輸送施設	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑫ 申請者の資力・信用	△	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑬ 工事施行者の能力	△	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○	1ha以上○ 1ha未満△	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑭ 関係権利者の同意	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
⑮ 建築物の敷地の面積	○	×	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(参考) 市街化調整区域における 開発の制限 (法第34条)	○	○	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																									

・「開発許可基準の適用区分一覧表」及び、注意書きの一部変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 7 開発許可等 の基準 1. 一般基 準 P7-11	1. 3 排水施設（法第33条第 1 項第 3 号、政令第26条、省令第22条、第26条） 排水路及びその他の排水施設は、開発区域内の汚水及び雨水を有効かつ適切に排出し、かつ、その排水によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を起こさないような構造及び能力で配置されていること。 ① 排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 ② 開発区域内の排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途及び降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように管渠の勾配及び断面積が定められていること。 汚水処理施設については、市町の基準に適合した計画とすること。 ③ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域、若しくは海域に接続していること。この場合において放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯溜する遊水池その他の適当な施設を設けること。 ④ 遊水池、その他の適当な施設の設計は、「第 9 調整池設置に関する指導要領」によること。 ⑤ 排水は原則として、汚水と雨水を分流すること。 ⑥ 計画排水区域は、汚水については開発区域とし、雨水については、開発区域を含む地形上の流域とする。 ⑦ 計画雨水量及び計画汚水量の算定方法としては、排水の設計基準によること。 ⑧ 公共の用に供する排水管の管径は、污水管渠にあつては計画最大汚水量を、雨水管渠にあつては計画雨水量を、合流管渠にあつては計画最大汚水量に計画雨水量を考慮して定め	1. 3 排水施設（法第33条第 1 項第 3 号、政令第26条、省令第22条、第26条） 排水路及びその他の排水施設は、開発区域内の汚水及び雨水を有効かつ適切に排出し、かつ、その排水によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を起こさないような構造及び能力で配置されていること。 ① 排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 ② 開発区域内の排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途及び降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように管渠の勾配及び断面積が定められていること。 汚水処理施設については、市町の基準に適合した計画とすること。 ③ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域、若しくは海域に接続していること。この場合において放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯溜する遊水池その他の適当な施設を設けること。 ④ 遊水池、その他の適当な施設の設計は、「第 9 調整池設置に関する指導要領」又は盛土等防災マニュアル及び同解説によること。 ⑤ 排水は原則として、汚水と雨水を分流すること。 ⑥ 計画排水区域は、汚水については開発区域とし、雨水については、開発区域を含む地形上の流域とする。 ⑦ 計画雨水量及び計画汚水量の算定方法としては、排水の設計基準によること。 ⑧ 公共の用に供する排水管の管径は、污水管渠にあつては計画時間最大汚水量を、雨水管渠にあつては計画雨水量を、合流管渠にあつては計画時間最大汚水量に計画雨水量を考慮 ・解説文④に追記 → 又は「盛土等防災マニュアル」 ・「計画最大汚水量」 → 「計画時間最大汚水量」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 7 開発許可等 の基準 1. 一般基 準 P7-14	1. 4 排水施設の設計 1. 4. 1 計画雨水量の算定 （1）計画雨水量の算定 ① 「第9 調整池設置に関する指導要領」第2章2-1～2-4による。 ② 確率雨量の規模 a 開発面積が1ha未満の場合は1／5 b 開発面積が1ha以上の場合は1／10 ③ 流達時間(t)は5分を標準とする。 （2）計画汚水量の算定 $Q_2 = Q_3 / 3600$ Q_2：計画最大汚水量（m^3/sec） Q_3：1人1日最大汚水量$\times 1.8 \times$計画人口$\div 24$（m^3/hr） 1人1日最大汚水量：0.60～0.65m^3（600～650リットル） 計画人口：4～5（人／戸） ※ 工場その他住宅以外の用途の建築物については、それぞれの用途に応じた排水量を算定すること。	1. 4 排水施設の設計 1. 4. 1 計画雨水量及び計画汚水量の算定 （1）計画雨水量の算定 ① 「第9 調整池設置に関する指導要領」第2章2-1～2-4による。 ② 確率雨量の規模 a 開発面積が1ha未満の場合は1／5 b 開発面積が1ha以上の場合は1／10 ③ 流達時間(t)は5分を標準とする。 （2）計画汚水量の算定 $Q_2 = Q_3 / 3600$ Q_2：計画時間最大汚水量（m^3/sec） Q_3：1人1日最大汚水量$\times 1.8 \times$計画人口$\div 24$（m^3/hr） 1人1日最大汚水量：0.60～0.65m^3（600～650リットル） 計画人口：4～5（人／戸） ※ 工場その他住宅以外の用途の建築物については、それぞれの用途に応じた排水量を算定すること。 ・タイトルの変更 「計画雨水量及び計画汚水量の算定」に変更 ・「計画最大汚水量」 → 「計画時間最大汚水量」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 7 開発許可等 の基準 1. 一般基 準 P7-29	1. 8 防災・安全措置（法第33条第1項第7号、政令第28条、省令第23条、第27条） ① 防災措置関連指針等 開発事業に関する防災は、その対象範囲が広いためこのハンドブックに示されていない事項については、次の図書等を参考とする。 ぎょうせい：宅地防災マニュアルの解説 本文編 〃 ； 〃 解説編〔Ⅰ・Ⅱ〕 〃 ； 〃 事例編〔Ⅰ・Ⅱ〕 （社）日本道路協会：道路土工要綱 〃 ； 道路土工「切土工・斜面安定工指針」 〃 ； 〃 「盛土工指針」 〃 ； 〃 「擁壁工指針」 〃 ； 〃 「カルバート工指針」 〃 ； 〃 「仮設構造物工指針」 〃 ； 〃 「軟弱地盤対策工指針」 （社）全日本建設技術協会：国土交通省制定土木構造物標準設計 第1巻・手引き 〃 ； 〃 第2巻・手引き （社）日本河川協会：改訂国土交通省河川砂防技術基準（案） 設計編〔Ⅰ・Ⅱ〕 〃 ； 〃 調査編 〃 ； 〃 計画編 〃 ； 増補改訂防災調節池等技術基準（案） 解説と設計例 （社）土質工学会：土質調査法 （社）日本建築学会：建築基礎構造設計指針 （社）建設産業調査会：土木・建築技術者のための最新軟弱地盤ハンドブック （社）日本下水道協会：下水道施設設計指針と解説	1. 8 防災・安全措置（法第33条第1項第7号、政令第28条、省令第23条、第27条） 1. 8. 1 地盤 地盤に関する技術的基準は、「盛土ハンドブック（設計編）第6地盤に関する技術的基準」に準拠すること。 1. 8. 2 擁壁 擁壁に関する技術的基準は、「盛土ハンドブック（設計編）第7擁壁に関する技術的基準、第8鉄筋コンクリート造等擁壁の設計」に準拠すること。 1. 8. 3 排水施設 切土盛土をする場合の排水処理に関する技術的基準は、「盛土ハンドブック（設計編）第11排水工に関する技術的基準」に準拠すること。 なお、崖面以外の排水施設については、「開発ハンドブック、第7 開発許可等の基準、排水施設及び排水施設の設計」の基準によること。 ・「1.8 防災・安全措置」の①～③までの項を削除 → 「1.8.1 地盤」、「1.8.2 擁壁」、「1.8.3 排水施設」に変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																													
第 7 開発許可等 の基準 1. 一般基 準 P7-31	④ その他 a 再生資材の利用について (a) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再生資材用途利用範囲 再生資材の使用に当たっては、品質管理及び供給の体制が確立された再生施設から下表の利用用途を参考に積極的な利用に努めること。 <table border="1"> <tr> <th>再 生 資 材</th><th>再生コンクリートの 主な利用用途</th><th>再生アスファルト・コンクリートの主な利用用途</th></tr> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td><td colspan="2">道路舗装及びその他舗装※の下層路盤材 土木構造物の裏込め材料及び基礎材 建築物の基礎材</td></tr> <tr> <td>再生コンクリート砂</td><td>工作物の埋め戻し材料・基礎材</td><td></td></tr> <tr> <td>再生粒度調整碎石</td><td colspan="2">その他舗装※の上層路盤材料</td></tr> <tr> <td>再生セメント安定処理路盤材料</td><td colspan="2">道路舗装及びその他舗装※の路盤材料</td></tr> <tr> <td>再生石灰安定処理路盤材料</td><td>道路舗装及びその他舗装※の路盤材料</td><td></td></tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト安定処理混合物</td><td></td><td>道路舗装及びその他舗装※の上層路盤材料</td></tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物（表層用・基層用）</td><td></td><td>道路舗装及びその他舗装※の基層用材料及び表層用材料</td></tr> </table> 注）「その他舗装※」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。 (b) 再生加熱アスファルト混合物の取扱い 再生加熱アスファルト混合物の再生骨材混入率は 20% を標準とする。	再 生 資 材	再生コンクリートの 主な利用用途	再生アスファルト・コンクリートの主な利用用途	再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装※の下層路盤材 土木構造物の裏込め材料及び基礎材 建築物の基礎材		再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料・基礎材		再生粒度調整碎石	その他舗装※の上層路盤材料		再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装※の路盤材料		再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装※の路盤材料		再生加熱アスファルト安定処理混合物		道路舗装及びその他舗装※の上層路盤材料	再生加熱アスファルト混合物（表層用・基層用）		道路舗装及びその他舗装※の基層用材料及び表層用材料	1. 8. 4 その他 a 再生資材の利用について (a) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再生資材用途利用範囲 再生資材の使用に当たっては、品質管理及び供給の体制が確立された再生施設から下表の利用用途を参考に積極的な利用に努めること。 <table border="1"> <tr> <th>再 生 資 材</th><th>再生コンクリートの 主な利用用途</th><th>再生アスファルト・コンクリートの主な利用用途</th></tr> <tr> <td>再生クラッシャーラン再生コンクリート砂</td><td>道路舗装及びその他舗装※の下層路盤材 土木構造物の裏込め材 及び基礎材 注1) 建築物の基礎材</td><td>注 2)</td></tr> <tr> <td>再生コンクリート砂</td><td>工作物の埋め戻し材料・基礎材</td><td></td></tr> <tr> <td>再生粒度調整碎石</td><td colspan="2">その他舗装※の上層路盤材料</td></tr> <tr> <td>再生セメント安定処理路盤材料 再生石灰安定処理路盤材料</td><td colspan="2">道路舗装及びその他舗装※の路盤材料</td></tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト安定処理混合物</td><td></td><td>道路舗装及びその他舗装※の上層路盤材料</td></tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物（表層用・基層用）</td><td></td><td>道路舗装及びその他舗装※の基層用材料及び表層用材料</td></tr> </table> 出典：建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和 5 年 3 月 3 日国土交通省令第 6 号） ※その他舗装とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。 注 1）再生クラッシャーランの利用範囲として、①補強土壁工法の背面フィルター材 ②補強土壁工法の排水ブランケット材 ③透水性舗装の路盤材についても活用を図ることとする。なお、暗渠排水管（排水ドレーン）のフィルター材については目詰まり防止の観点から新材の単粒碎石を標準とする。 注 2）品質確保を図る観点から、再生クラッシャーランについては、当面、コンクリート殻のみから製造したものを使用することとする。 注 3）再生資材は撤去する場合には産業廃棄物に該当することから、仮設等で使用し撤去する場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り適切な処分を行う必要があることに留意すること。 ・「④ その他」の項 → 「1.8.4 その他」へ変更 ・再生資材の利用に関する一覧表の改正	再 生 資 材	再生コンクリートの 主な利用用途	再生アスファルト・コンクリートの主な利用用途	再生クラッシャーラン再生コンクリート砂	道路舗装及びその他舗装※の下層路盤材 土木構造物の裏込め材 及び基礎材 注1) 建築物の基礎材	注 2)	再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料・基礎材		再生粒度調整碎石	その他舗装※の上層路盤材料		再生セメント安定処理路盤材料 再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装※の路盤材料		再生加熱アスファルト安定処理混合物		道路舗装及びその他舗装※の上層路盤材料	再生加熱アスファルト混合物（表層用・基層用）		道路舗装及びその他舗装※の基層用材料及び表層用材料
再 生 資 材	再生コンクリートの 主な利用用途	再生アスファルト・コンクリートの主な利用用途																																													
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装※の下層路盤材 土木構造物の裏込め材料及び基礎材 建築物の基礎材																																														
再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料・基礎材																																														
再生粒度調整碎石	その他舗装※の上層路盤材料																																														
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装※の路盤材料																																														
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装※の路盤材料																																														
再生加熱アスファルト安定処理混合物		道路舗装及びその他舗装※の上層路盤材料																																													
再生加熱アスファルト混合物（表層用・基層用）		道路舗装及びその他舗装※の基層用材料及び表層用材料																																													
再 生 資 材	再生コンクリートの 主な利用用途	再生アスファルト・コンクリートの主な利用用途																																													
再生クラッシャーラン再生コンクリート砂	道路舗装及びその他舗装※の下層路盤材 土木構造物の裏込め材 及び基礎材 注1) 建築物の基礎材	注 2)																																													
再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料・基礎材																																														
再生粒度調整碎石	その他舗装※の上層路盤材料																																														
再生セメント安定処理路盤材料 再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装※の路盤材料																																														
再生加熱アスファルト安定処理混合物		道路舗装及びその他舗装※の上層路盤材料																																													
再生加熱アスファルト混合物（表層用・基層用）		道路舗装及びその他舗装※の基層用材料及び表層用材料																																													

項目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																																																						
第 7 開発許可等 の基準 1. 一般基 準 P7-34～ P7-51	1. 9 擁壁の設計 1. 9. 1 計算に用いる数値 計算に用いる数値は、原則として、現況に応じて土質調査や原位置試験に基づき求めたものを使用する。ただし、これによることが適当でない場合や小規模な開発工事の場合には、宅地造成等規制法施行令別表第 2 及び同表第 3 の値を用いることができる。国土交通省制定の土木構造物標準設計図集の規格によった場合には、その解説を熟読の上、使用すること。 ① 擁壁は、構造計算、実験等で安全性を確認すること。 ② 高さが 2 m を超える擁壁については、宅地造成等規制法施行令第 7 条に基づき計算すること。 ③ 国土交通省制定の土木構造物標準設計図集の規格による鉄筋コンクリート擁壁及び無筋コンクリート擁壁並びに大臣認定の擁壁については、構造計算を省略することができる。 ④ ブロック積擁壁は宅地造成等規制法施行令別表第 4 によること。 ○「国土交通省制定土木構造物標準設計第 2 巻（擁壁類）」（（社）全日本建設技術協会） <table><tr><th colspan="6">擁壁類の設計条件</th></tr><tr><th>設計条件項目</th><th colspan="5">内 容</th></tr><tr><td>(1) 各形式の集録高さ</td><td colspan="5">各形式の集録高さ（H）の範囲は以下のとおりである。<table><tr><th>形式</th><th>高さ（H）</th><th>2.0</th><th>4.0</th><th>6.0</th><th>8.0 (m)</th></tr><tr><td>ブロック積（石積） 注</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>もたれ式</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>小型重力式</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>重 力 式</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>逆 T 型</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>L 型</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr></table> 注）ブロック積（石積）は直高を示す。 </td></tr><tr><td>(2) 荷重条件</td><td colspan="5">荷重条件としては、自重、載荷重、土圧を考慮し、常時と地震時（逆 T 型・L 型）の影響を考慮した。</td></tr><tr><td>1) 自 重</td><td colspan="5">材料の単位体積重量は以下のとおりである。<table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>単位体積重量 (kN/m³)</th></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート</td><td>無 筋</td><td>23</td></tr><tr><td>鉄 筋</td><td>24.5</td></tr></table></td></tr><tr><td>2) 載荷重</td><td colspan="5">載荷重は擁壁背面の盛土水平部分に $q = 10 \text{ kN/m}^2$ を考慮している。ただし、小型重力式擁壁は載荷重を考慮しない場合と $q = 3.5 \text{ kN/m}^2$（群集荷重）を考慮している場合がある。^{注）*}</td></tr></table> 注）土木構造物標準設計による小型重力式擁壁の載荷重は、3.5 kN/m^2 とする。	擁壁類の設計条件						設計条件項目	内 容					(1) 各形式の集録高さ	各形式の集録高さ（ H ）の範囲は以下のとおりである。 <table><tr><th>形式</th><th>高さ（H）</th><th>2.0</th><th>4.0</th><th>6.0</th><th>8.0 (m)</th></tr><tr><td>ブロック積（石積） 注</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>もたれ式</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>小型重力式</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>重 力 式</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>逆 T 型</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>L 型</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr></table> 注）ブロック積（石積）は直高を示す。					形式	高さ（ H ）	2.0	4.0	6.0	8.0 (m)	ブロック積（石積） 注		■	■	■	■	もたれ式			■	■	■	小型重力式		■	■	■	■	重 力 式		■	■	■	■	逆 T 型			■	■	■	L 型			■	■	■	(2) 荷重条件	荷重条件としては、自重、載荷重、土圧を考慮し、常時と地震時（逆 T 型・L 型）の影響を考慮した。					1) 自 重	材料の単位体積重量は以下のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>単位体積重量 (kN/m³)</th></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート</td><td>無 筋</td><td>23</td></tr><tr><td>鉄 筋</td><td>24.5</td></tr></table>					種 別		単位体積重量 (kN/m ³)	コンクリート	無 筋	23	鉄 筋	24.5	2) 載荷重	載荷重は擁壁背面の盛土水平部分に $q = 10 \text{ kN/m}^2$ を考慮している。ただし、小型重力式擁壁は載荷重を考慮しない場合と $q = 3.5 \text{ kN/m}^2$ （群集荷重）を考慮している場合がある。 ^{注）*}					1. 9 工事中の災害予防措置 工事中の災害予防措置は、各工程に応じ、臨機応変の措置を講じなければならない。姑息的な処置は、かえって後々までも禍根を残すこととなるので、気休め的な措置で事足りたりすることは絶対に避けなければならない。また、開発規模の大きいものは、一度に切盛土工事をせず少しずつ完成させるなど必要な防災措置を講じるとともに、防災体制の確立等を合わせた総合的な対策により工事中の災害を未然に防止すること。また、不時の災害に備え常に出動できる態勢にしておく必要があり、不幸にして緊急の事態が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。 防災計画は『盛土等防災マニュアルの解説』〔Ⅱ・参考一覧 第 XⅢ 章 工事施工中の防災措置〕（株式会社ぎょうせい発行）を参考とすること。 ① 防災計画平面図を作成すること。 ② 工事は気象の影響を受けやすいので、防災工事の施工時期はその工程等により特に配慮を要する。 ③ 工事施工中の濁水及び土砂の流出防止対策（仮防災調整池、土砂流出防止工（沈砂池、流出防止柵）、仮排水工）を講ずること。 ④ 工事施工中の騒音、振動対策について留意が必要である。 ⑤ 防災体制（監視警戒、防災活動、防災用資材備蓄、広報、訓練）を確立しておくこと。 ・「1. 9 擁壁の設計」（P7-34）～「1. 9. 8 その他」（P7-51）までの項目を削除。 ・「1. 10 工事中の災害予防措置」→「1. 9 工事中の災害予防措置」とし、以降番号繰り上げ
擁壁類の設計条件																																																																																								
設計条件項目	内 容																																																																																							
(1) 各形式の集録高さ	各形式の集録高さ（ H ）の範囲は以下のとおりである。 <table><tr><th>形式</th><th>高さ（H）</th><th>2.0</th><th>4.0</th><th>6.0</th><th>8.0 (m)</th></tr><tr><td>ブロック積（石積） 注</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>もたれ式</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>小型重力式</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>重 力 式</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>逆 T 型</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>L 型</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr></table> 注）ブロック積（石積）は直高を示す。					形式	高さ（ H ）	2.0	4.0	6.0	8.0 (m)	ブロック積（石積） 注		■	■	■	■	もたれ式			■	■	■	小型重力式		■	■	■	■	重 力 式		■	■	■	■	逆 T 型			■	■	■	L 型			■	■	■																																									
形式	高さ（ H ）	2.0	4.0	6.0	8.0 (m)																																																																																			
ブロック積（石積） 注		■	■	■	■																																																																																			
もたれ式			■	■	■																																																																																			
小型重力式		■	■	■	■																																																																																			
重 力 式		■	■	■	■																																																																																			
逆 T 型			■	■	■																																																																																			
L 型			■	■	■																																																																																			
(2) 荷重条件	荷重条件としては、自重、載荷重、土圧を考慮し、常時と地震時（逆 T 型・L 型）の影響を考慮した。																																																																																							
1) 自 重	材料の単位体積重量は以下のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>単位体積重量 (kN/m³)</th></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート</td><td>無 筋</td><td>23</td></tr><tr><td>鉄 筋</td><td>24.5</td></tr></table>					種 別		単位体積重量 (kN/m ³)	コンクリート	無 筋	23	鉄 筋	24.5																																																																											
種 別		単位体積重量 (kN/m ³)																																																																																						
コンクリート	無 筋	23																																																																																						
	鉄 筋	24.5																																																																																						
2) 載荷重	載荷重は擁壁背面の盛土水平部分に $q = 10 \text{ kN/m}^2$ を考慮している。ただし、小型重力式擁壁は載荷重を考慮しない場合と $q = 3.5 \text{ kN/m}^2$ （群集荷重）を考慮している場合がある。 ^{注）*}																																																																																							

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）
第 8 盛土等防災 マニュアル P8-1	当県は、宅地防災マニュアルの最新版を適用します。 ※国土交通省のホームページの宅地防災のトップページからダウンロードしてください。 http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html	第 8 盛土等防災マニュアル 当県は、盛土等防災マニュアルの最新版を適用します。 ※国土交通省のホームページの盛土・宅地防災のトップページからダウンロードしてください。 http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html ・法改正によりマニュアルと表題の名称の変更。 「宅地防災」 → 「盛土等防災」 「宅地防災」 → 「盛土・宅地防災」

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																																																																																																																								
第 1 0 申請書等の 様式 P10-?	第 1 0 開発許可制度に係る申請書等の様式 <table><tr><th></th><th>様 式</th><th>備 考</th><th>頁</th></tr><tr><td>1</td><td>開発計画に関する事前相談書</td><td>削除</td><td>10-3</td></tr><tr><td>2</td><td>開発行為許可申請書（都市計画区域内用）</td><td>省令別記様式第 2</td><td>10-4</td></tr><tr><td>3</td><td>開発行為許可申請書（都市計画区域外用）</td><td>省令別記様式第 2 の 2</td><td>10-5</td></tr><tr><td>4</td><td>開発許可特例協議申出書</td><td>県規則第 4 号様式の 2</td><td>10-6</td></tr><tr><td>5</td><td>資金計画書</td><td>省令別記様式第 3</td><td>10-7</td></tr><tr><td>6</td><td>申請者の資力及び信用に関する申告書</td><td>県規則第 2 号様式</td><td>10-9</td></tr><tr><td>7</td><td>工事施行者の能力に関する申告書</td><td>県規則第 3 号様式</td><td>10-10</td></tr><tr><td>8</td><td>設計説明書</td><td>県規則第 16 号様式</td><td>10-11</td></tr><tr><td>9</td><td>開発行為の同意書</td><td>県規則第 17 号様式</td><td>10-12</td></tr><tr><td>10</td><td>開発区域内等権利者一覧表</td><td>県規則第 17 号様式別紙</td><td>10-13</td></tr><tr><td>11</td><td>設計者の資格に関する申告書</td><td>県規則第 18 号様式</td><td>10-14</td></tr><tr><td>12</td><td>開発審査申請書</td><td></td><td>10-15</td></tr><tr><td>13</td><td>都市計画法第 3 4 条該当に関する申告書（公益上必要な建築物用）</td><td></td><td>10-16</td></tr><tr><td>14</td><td>〃（物品の販売等の業務用）</td><td></td><td>10-17</td></tr><tr><td>15</td><td>〃（資源の有効利用施設用）</td><td></td><td>10-18</td></tr><tr><td>16</td><td>〃（農林漁業用施設用）</td><td></td><td>10-19</td></tr><tr><td>17</td><td>〃（中小企業の共同化又は集団化施設用）</td><td></td><td>10-20</td></tr><tr><td>18</td><td>〃（関連事業施設用）</td><td></td><td>10-21</td></tr></table>		様 式	備 考	頁	1	開発計画に関する事前相談書	削除	10-3	2	開発行為許可申請書（都市計画区域内用）	省令別記様式第 2	10-4	3	開発行為許可申請書（都市計画区域外用）	省令別記様式第 2 の 2	10-5	4	開発許可特例協議申出書	県規則第 4 号様式の 2	10-6	5	資金計画書	省令別記様式第 3	10-7	6	申請者の資力及び信用に関する申告書	県規則第 2 号様式	10-9	7	工事施行者の能力に関する申告書	県規則第 3 号様式	10-10	8	設計説明書	県規則第 16 号様式	10-11	9	開発行為の同意書	県規則第 17 号様式	10-12	10	開発区域内等権利者一覧表	県規則第 17 号様式別紙	10-13	11	設計者の資格に関する申告書	県規則第 18 号様式	10-14	12	開発審査申請書		10-15	13	都市計画法第 3 4 条該当に関する申告書（公益上必要な建築物用）		10-16	14	〃（物品の販売等の業務用）		10-17	15	〃（資源の有効利用施設用）		10-18	16	〃（農林漁業用施設用）		10-19	17	〃（中小企業の共同化又は集団化施設用）		10-20	18	〃（関連事業施設用）		10-21	第 1 0 開発許可制度に係る申請書等の様式 <table><tr><th></th><th>様 式</th><th>備 考</th><th>頁</th></tr><tr><td>1</td><td>開発行為許可申請書（都市計画区域内用）</td><td>省令別記様式第 2</td><td>10-3</td></tr><tr><td>2</td><td>開発行為許可申請書（都市計画区域外用）</td><td>省令別記様式第 2 の 2</td><td>10-4</td></tr><tr><td>3</td><td>開発許可特例協議申出書</td><td>県規則第 4 号様式の 2</td><td>10-5</td></tr><tr><td>4</td><td>資金計画書</td><td>省令別記様式第 3</td><td>10-6</td></tr><tr><td>5</td><td>申請者の資力及び信用に関する申告書</td><td>県規則第 2 号様式</td><td>10-8</td></tr><tr><td>6</td><td>工事施行者の能力に関する申告書</td><td>県規則第 3 号様式</td><td>10-9</td></tr><tr><td>7</td><td>設計説明書</td><td>県規則第 16 号様式</td><td>10-10</td></tr><tr><td>8</td><td>開発行為の同意書</td><td>県規則第 17 号様式</td><td>10-11</td></tr><tr><td>9</td><td>開発区域内等権利者一覧表</td><td>県規則第 17 号様式別紙</td><td>10-12</td></tr><tr><td>10</td><td>設計者の資格に関する申告書</td><td>県規則第 18 号様式</td><td>10-13</td></tr><tr><td>11</td><td>開発審査申請書</td><td></td><td>10-14</td></tr><tr><td>12</td><td>都市計画法第 3 4 条該当に関する申告書（公益上必要な建築物用）</td><td></td><td>10-15</td></tr><tr><td>13</td><td>〃（物品の販売等の業務用）</td><td></td><td>10-16</td></tr><tr><td>14</td><td>〃（資源の有効利用施設用）</td><td></td><td>10-17</td></tr><tr><td>15</td><td>〃（農林漁業用施設用）</td><td></td><td>10-18</td></tr><tr><td>16</td><td>〃（中小企業の共同化又は集団化施設用）</td><td></td><td>10-19</td></tr><tr><td>17</td><td>〃（関連事業施設用）</td><td></td><td>10-20</td></tr><tr><td>18</td><td>〃（危険物の貯蔵又は処理施設用）</td><td></td><td>10-21</td></tr></table> ・様式「1. 開発計画に関する事前相談書」の削除 ・第 3 号様式「7. 工事施行者の能力に関する申告書」の一部変更 ・第 16 号様式「8. 設計説明書」の変更 ・左欄番号：1～44 → 1～43 に番号の繰り上げ ・右欄頁：P10-3～P10-49 → P10-3～P10-48 に頁の繰り上げ		様 式	備 考	頁	1	開発行為許可申請書（都市計画区域内用）	省令別記様式第 2	10-3	2	開発行為許可申請書（都市計画区域外用）	省令別記様式第 2 の 2	10-4	3	開発許可特例協議申出書	県規則第 4 号様式の 2	10-5	4	資金計画書	省令別記様式第 3	10-6	5	申請者の資力及び信用に関する申告書	県規則第 2 号様式	10-8	6	工事施行者の能力に関する申告書	県規則第 3 号様式	10-9	7	設計説明書	県規則第 16 号様式	10-10	8	開発行為の同意書	県規則第 17 号様式	10-11	9	開発区域内等権利者一覧表	県規則第 17 号様式別紙	10-12	10	設計者の資格に関する申告書	県規則第 18 号様式	10-13	11	開発審査申請書		10-14	12	都市計画法第 3 4 条該当に関する申告書（公益上必要な建築物用）		10-15	13	〃（物品の販売等の業務用）		10-16	14	〃（資源の有効利用施設用）		10-17	15	〃（農林漁業用施設用）		10-18	16	〃（中小企業の共同化又は集団化施設用）		10-19	17	〃（関連事業施設用）		10-20	18	〃（危険物の貯蔵又は処理施設用）		10-21
		様 式	備 考	頁																																																																																																																																																						
1	開発計画に関する事前相談書	削除	10-3																																																																																																																																																							
2	開発行為許可申請書（都市計画区域内用）	省令別記様式第 2	10-4																																																																																																																																																							
3	開発行為許可申請書（都市計画区域外用）	省令別記様式第 2 の 2	10-5																																																																																																																																																							
4	開発許可特例協議申出書	県規則第 4 号様式の 2	10-6																																																																																																																																																							
5	資金計画書	省令別記様式第 3	10-7																																																																																																																																																							
6	申請者の資力及び信用に関する申告書	県規則第 2 号様式	10-9																																																																																																																																																							
7	工事施行者の能力に関する申告書	県規則第 3 号様式	10-10																																																																																																																																																							
8	設計説明書	県規則第 16 号様式	10-11																																																																																																																																																							
9	開発行為の同意書	県規則第 17 号様式	10-12																																																																																																																																																							
10	開発区域内等権利者一覧表	県規則第 17 号様式別紙	10-13																																																																																																																																																							
11	設計者の資格に関する申告書	県規則第 18 号様式	10-14																																																																																																																																																							
12	開発審査申請書		10-15																																																																																																																																																							
13	都市計画法第 3 4 条該当に関する申告書（公益上必要な建築物用）		10-16																																																																																																																																																							
14	〃（物品の販売等の業務用）		10-17																																																																																																																																																							
15	〃（資源の有効利用施設用）		10-18																																																																																																																																																							
16	〃（農林漁業用施設用）		10-19																																																																																																																																																							
17	〃（中小企業の共同化又は集団化施設用）		10-20																																																																																																																																																							
18	〃（関連事業施設用）		10-21																																																																																																																																																							
	様 式	備 考	頁																																																																																																																																																							
1	開発行為許可申請書（都市計画区域内用）	省令別記様式第 2	10-3																																																																																																																																																							
2	開発行為許可申請書（都市計画区域外用）	省令別記様式第 2 の 2	10-4																																																																																																																																																							
3	開発許可特例協議申出書	県規則第 4 号様式の 2	10-5																																																																																																																																																							
4	資金計画書	省令別記様式第 3	10-6																																																																																																																																																							
5	申請者の資力及び信用に関する申告書	県規則第 2 号様式	10-8																																																																																																																																																							
6	工事施行者の能力に関する申告書	県規則第 3 号様式	10-9																																																																																																																																																							
7	設計説明書	県規則第 16 号様式	10-10																																																																																																																																																							
8	開発行為の同意書	県規則第 17 号様式	10-11																																																																																																																																																							
9	開発区域内等権利者一覧表	県規則第 17 号様式別紙	10-12																																																																																																																																																							
10	設計者の資格に関する申告書	県規則第 18 号様式	10-13																																																																																																																																																							
11	開発審査申請書		10-14																																																																																																																																																							
12	都市計画法第 3 4 条該当に関する申告書（公益上必要な建築物用）		10-15																																																																																																																																																							
13	〃（物品の販売等の業務用）		10-16																																																																																																																																																							
14	〃（資源の有効利用施設用）		10-17																																																																																																																																																							
15	〃（農林漁業用施設用）		10-18																																																																																																																																																							
16	〃（中小企業の共同化又は集団化施設用）		10-19																																																																																																																																																							
17	〃（関連事業施設用）		10-20																																																																																																																																																							
18	〃（危険物の貯蔵又は処理施設用）		10-21																																																																																																																																																							

項目
ページ

第10
申請書等の
様式

P10-10

現行（平成19年版 令和6年1月改訂）

県規則第3号様式

工事施行者の能力に関する申告書

令和 年 月 日

山口県知事 様

申告者 住所
氏名
(電話 — —)

工事施行者 住所
氏名
(電話 — —)

都市計画法第33条第1項第13号の規定による工事を完了するために必要な能力について、下記のとおり申告します。

記

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円
法 令 による 登 録 等			
従 業 員 数	事 務 人	技 術 人	そ の 他 人
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 千円	事 業 税 千円	
主たる取引金融機関			
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢 在 社 年 数 資 格、免 許、学 歴 等
宅 地 造 成 工 事 等 施 行 経 歴	注文者の氏名	元請下請の別	工事施行場所 面積及び工事費 着工及び完了年月日
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了

注 1 申告者又は工事施行者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 「法令による登録等」の欄には、建設業法による建設業者の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入すること。
3 この申告書には、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、財務諸表（直前事業年度のもの）並びに工事経歴書を添付すること。

改訂版（令和7年4月）

県規則第3号様式（第3条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

山口県知事 様

申告者 住所
氏名
(電話 — —)

工事施行者 住所
氏名
(電話 — —)

都市計画法第33条第1項第13号の規定による工事を完了するために必要な能力について、下記のとおり申告します。

記

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円
法 令 による 登 録 等			
従 業 員 数	事 務 人	技 術 人	そ の 他 人
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 千円	事 業 税 千円	
主たる取引金融機関			
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢 在 社 年 数 資 格、免 許、学 歴 等
宅 地 造 成 工 事 等 施 行 経 歴	注文者の氏名	元請下請の別	工事施行場所 面積及び工事費 着工及び完了年月日
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了
			m ² 年 月 日 着工 年 月 日 完了

注 1 申告者又は工事施行者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 「法令による登録等」の欄には、建設業法による建設業者の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

・様式の一部変更

項目
ページ

第10
申請書等の
様式

P10-11

現行（平成19年版 令和6年1月改訂）

県規則第16号様式

設計説明書

設計の方針	目的											
	基本方針											
開発区域内の土地の現況	地域地区等	区域区分		用途地域の種類			その他の地域地区の種類					
		1. 市街化区域 2. 市街化調整区域 3. その他の区域										
		宅地造成工事規制区域		災害危険区域		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害特別警戒区域		
		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		
地目別概要	区分	宅地	農地	山林	公共施設の用地	その他	計					
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
	比率	%	%	%	%	%	100%					
土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他			計		
		住宅用地	住宅用地以外の宅地	道路	公園	その他						
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²			
	比率	%	%	%	%	%	%		100%			
公共施設の整備計画	公共施設の名称		幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属 備考					
			m	m	m ²							
公益的施設の整備計画	公益的施設の名称		面積	管理者		備考						
			m ²									
その他	給水施設		ガス供給施設		予定戸数	計画居住人口						

注1

開発区域を工区に分割したときは、工区別の設計説明書を作成すること。

2

「設計の方針の目的」の欄には、宅地分譲、社員住宅、工場等の区分を記入すること。

3

「設計の方針の基本方針」の欄には、設計上考慮した周辺地との関連その他施行地区内の計画で特に配慮した事項を記入すること。

4

公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。

5

公益的施設とは、都市計画法施行令第27条の公益的施設をいう。

改訂版（令和7年4月）

県規則第16号様式(第26条関係)

設計説明書

設計の方針	目的										
	基本方針										
開発区域内の土地の現況	地域地区等	区域区分		用途地域の種類			その他の地域地区の種類				
		市街化区域 市街化調整区域 その他の区域									
		宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域		災害危険区域		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域	
		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外	
地目別概要	区分	宅地	農地	山林	公共施設の用地	その他	計				
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
	比率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント				
土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他			計	
		住宅用地	住宅用地以外の宅地	道路	公園	その他					
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²		
	比率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		パーセント100		
公共施設の整備計画	公共施設の名称		幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属 備考				
			m	m	m ²						
公益的施設の整備計画	公益的施設の名称		面積	管理者		備考					
			m ²								
その他	給水施設		ガス供給施設			予定戸数	計画居住人口				

注1

開発区域を工区に分割したときは、工区別の設計説明書を作成すること。

2

「設計の方針の目的」の欄には、宅地分譲、社員住宅、工場等の区分を記入すること。

3

「設計の方針の基本方針」の欄には、設計上考慮した周辺地との関連その他施行地区内の計画で特に配慮した事項を記入すること。

4

公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。

5

公益的施設とは、都市計画法施行令第27条の公益的施設をいう。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

・様式の変更

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																																														
第 1 2 申請手数料 P12-1	知事に対して開発行為の許可等の申請をしようとする者は、山口県使用料手数料条例の定めるところにより、申請書に所定の手数料（山口県収入証紙による。）を添えて申請しなければならない。 なお、中核市又は委任市町においては、当該市町の条例で定める額及び方法により納付することとなる。 - 自己居住用：自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 - 自己業務用：住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 - そ の 他：「自己居住用」、「自己業務用」以外の開発行為 ＊「第 1－2 開発許可制度に使われる用語」を参照。 平成 2 1 年 4 月 1 日以降の手数料の額は、以下のとおり。 1 開発行為の許可等に関する事務 (1) 開発行為許可申請手数料（法第 29 条第 1 項又は第 2 項） <table><tr><th rowspan="2">開発区域の面積</th><th colspan="3">手 数 料 額（円）</th></tr><tr><th>自己居住用</th><th>自己業務用</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>0.1ha未満</td><td>8, 7 0 0</td><td>1 3, 0 0 0</td><td>8 7, 0 0 0</td></tr><tr><td>0.1ha以上 0.3ha未満</td><td>2 2, 0 0 0</td><td>3 0, 0 0 0</td><td>1 3 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>0.3ha以上 0.6ha未満</td><td>4 3, 0 0 0</td><td>6 6, 0 0 0</td><td>1 9 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>0.6ha以上 1 ha未満</td><td>8 7, 0 0 0</td><td>1 2 0, 0 0 0</td><td>2 6 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>1 ha以上 3 ha未満</td><td>1 3 0, 0 0 0</td><td>2 0 0, 0 0 0</td><td>3 9 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>3 ha以上 6 ha未満</td><td>1 7 0, 0 0 0</td><td>2 7 0, 0 0 0</td><td>5 2 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>6 ha以上 10ha未満</td><td>2 2 0, 0 0 0</td><td>3 4 0, 0 0 0</td><td>6 7 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>10ha以上</td><td>3 0 0, 0 0 0</td><td>4 9 0, 0 0 0</td><td>8 9 0, 0 0 0</td></tr></table>	開発区域の面積	手 数 料 額（円）			自己居住用	自己業務用	そ の 他	0.1ha未満	8, 7 0 0	1 3, 0 0 0	8 7, 0 0 0	0.1ha以上 0.3ha未満	2 2, 0 0 0	3 0, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0	0.3ha以上 0.6ha未満	4 3, 0 0 0	6 6, 0 0 0	1 9 0, 0 0 0	0.6ha以上 1 ha未満	8 7, 0 0 0	1 2 0, 0 0 0	2 6 0, 0 0 0	1 ha以上 3 ha未満	1 3 0, 0 0 0	2 0 0, 0 0 0	3 9 0, 0 0 0	3 ha以上 6 ha未満	1 7 0, 0 0 0	2 7 0, 0 0 0	5 2 0, 0 0 0	6 ha以上 10ha未満	2 2 0, 0 0 0	3 4 0, 0 0 0	6 7 0, 0 0 0	10ha以上	3 0 0, 0 0 0	4 9 0, 0 0 0	8 9 0, 0 0 0	知事に対して開発行為の許可等の申請をしようとする者は、山口県使用料手数料条例の定めるところにより、申請書に所定の手数料（山口県収入証紙による。）を添えて申請しなければならない。 なお、中核市又は事務処理市町においては、当該市町の条例で定める額及び方法により納付することとなる。 - 自己居住用：自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 - 自己業務用：住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 - そ の 他：「自己居住用」、「自己業務用」以外の開発行為 ＊「第 1－2 開発許可制度に使われる用語」を参照。 令和 7 年 4 月 1 日以降の手数料の額は、以下のとおり。 1 開発行為の許可等に関する事務 (1) 開発行為許可申請手数料（法第 29 条第 1 項又は第 2 項） <table><tr><th rowspan="2">開発区域の面積</th><th colspan="3">手 数 料 額（円）</th></tr><tr><th>自己居住用</th><th>自己業務用</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>0.1ha未満</td><td>8, 7 0 0</td><td>1 3, 0 0 0</td><td>8 8, 0 0 0</td></tr><tr><td>0.1ha以上 0.3ha未満</td><td>2 2, 0 0 0</td><td>3 0, 0 0 0</td><td>1 3 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>0.3ha以上 0.6ha未満</td><td>4 3, 0 0 0</td><td>6 7, 0 0 0</td><td>1 9 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>0.6ha以上 1 ha未満</td><td>8 8, 0 0 0</td><td>1 2 0, 0 0 0</td><td>2 6 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>1 ha以上 3 ha未満</td><td>1 3 0, 0 0 0</td><td>2 0 0, 0 0 0</td><td>3 9 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>3 ha以上 6 ha未満</td><td>1 7 0, 0 0 0</td><td>2 7 0, 0 0 0</td><td>5 2 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>6 ha以上 10ha未満</td><td>2 2 0, 0 0 0</td><td>3 4 0, 0 0 0</td><td>6 7 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>10ha以上</td><td>3 0 0, 0 0 0</td><td>4 9 0, 0 0 0</td><td>8 9 0, 0 0 0</td></tr></table> 「委任」 → 「事務処理」に変更 - 金額改正開始年月日の変更 - 開発行為許可申請手数料（法第 29 条第 1 項又は第 2 項）の金額の一部改正	開発区域の面積	手 数 料 額（円）			自己居住用	自己業務用	そ の 他	0.1ha未満	8, 7 0 0	1 3, 0 0 0	8 8, 0 0 0	0.1ha以上 0.3ha未満	2 2, 0 0 0	3 0, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0	0.3ha以上 0.6ha未満	4 3, 0 0 0	6 7, 0 0 0	1 9 0, 0 0 0	0.6ha以上 1 ha未満	8 8, 0 0 0	1 2 0, 0 0 0	2 6 0, 0 0 0	1 ha以上 3 ha未満	1 3 0, 0 0 0	2 0 0, 0 0 0	3 9 0, 0 0 0	3 ha以上 6 ha未満	1 7 0, 0 0 0	2 7 0, 0 0 0	5 2 0, 0 0 0	6 ha以上 10ha未満	2 2 0, 0 0 0	3 4 0, 0 0 0	6 7 0, 0 0 0	10ha以上	3 0 0, 0 0 0	4 9 0, 0 0 0	8 9 0, 0 0 0
開発区域の面積	手 数 料 額（円）																																																																															
	自己居住用	自己業務用	そ の 他																																																																													
0.1ha未満	8, 7 0 0	1 3, 0 0 0	8 7, 0 0 0																																																																													
0.1ha以上 0.3ha未満	2 2, 0 0 0	3 0, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0																																																																													
0.3ha以上 0.6ha未満	4 3, 0 0 0	6 6, 0 0 0	1 9 0, 0 0 0																																																																													
0.6ha以上 1 ha未満	8 7, 0 0 0	1 2 0, 0 0 0	2 6 0, 0 0 0																																																																													
1 ha以上 3 ha未満	1 3 0, 0 0 0	2 0 0, 0 0 0	3 9 0, 0 0 0																																																																													
3 ha以上 6 ha未満	1 7 0, 0 0 0	2 7 0, 0 0 0	5 2 0, 0 0 0																																																																													
6 ha以上 10ha未満	2 2 0, 0 0 0	3 4 0, 0 0 0	6 7 0, 0 0 0																																																																													
10ha以上	3 0 0, 0 0 0	4 9 0, 0 0 0	8 9 0, 0 0 0																																																																													
開発区域の面積	手 数 料 額（円）																																																																															
	自己居住用	自己業務用	そ の 他																																																																													
0.1ha未満	8, 7 0 0	1 3, 0 0 0	8 8, 0 0 0																																																																													
0.1ha以上 0.3ha未満	2 2, 0 0 0	3 0, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0																																																																													
0.3ha以上 0.6ha未満	4 3, 0 0 0	6 7, 0 0 0	1 9 0, 0 0 0																																																																													
0.6ha以上 1 ha未満	8 8, 0 0 0	1 2 0, 0 0 0	2 6 0, 0 0 0																																																																													
1 ha以上 3 ha未満	1 3 0, 0 0 0	2 0 0, 0 0 0	3 9 0, 0 0 0																																																																													
3 ha以上 6 ha未満	1 7 0, 0 0 0	2 7 0, 0 0 0	5 2 0, 0 0 0																																																																													
6 ha以上 10ha未満	2 2 0, 0 0 0	3 4 0, 0 0 0	6 7 0, 0 0 0																																																																													
10ha以上	3 0 0, 0 0 0	4 9 0, 0 0 0	8 9 0, 0 0 0																																																																													

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																								
第 1 2 申請手数料	(3) 建築物の特例許可申請手数料（法第 41 条第 2 項ただし書） <u>47, 000 円</u>	(3) 建築物の特例許可申請手数料（法第 41 条第 2 項ただし書） 47, 000 円																								
P12-2	(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条第 1 項ただし書） <u>26, 000 円</u>	(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条第 1 項ただし書） 26, 000 円																								
	(5) 開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第 43 条第 1 項） <table><tr><th>敷地の面積</th><th>手数料額（円）</th></tr><tr><td>0.1ha未満</td><td>7, 000</td></tr><tr><td>0.1ha以上 0.3ha未満</td><td>18, 000</td></tr><tr><td>0.3ha以上 0.6ha未満</td><td>39, 000</td></tr><tr><td>0.6ha以上 1 ha未満</td><td>70, 000</td></tr><tr><td>1 ha以上</td><td>99, 000</td></tr></table>	敷地の面積	手数料額（円）	0.1ha未満	7, 000	0.1ha以上 0.3ha未満	18, 000	0.3ha以上 0.6ha未満	39, 000	0.6ha以上 1 ha未満	70, 000	1 ha以上	99, 000	(5) 開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第 43 条第 1 項） <table><tr><th>敷地の面積</th><th>手数料額（円）</th></tr><tr><td>0.1ha未満</td><td>7, 000</td></tr><tr><td>0.1ha以上 0.3ha未満</td><td>18, 000</td></tr><tr><td>0.3ha以上 0.6ha未満</td><td>39, 000</td></tr><tr><td>0.6ha以上 1 ha未満</td><td>71, 000</td></tr><tr><td>1 ha以上</td><td>99, 000</td></tr></table>	敷地の面積	手数料額（円）	0.1ha未満	7, 000	0.1ha以上 0.3ha未満	18, 000	0.3ha以上 0.6ha未満	39, 000	0.6ha以上 1 ha未満	71, 000	1 ha以上	99, 000
敷地の面積	手数料額（円）																									
0.1ha未満	7, 000																									
0.1ha以上 0.3ha未満	18, 000																									
0.3ha以上 0.6ha未満	39, 000																									
0.6ha以上 1 ha未満	70, 000																									
1 ha以上	99, 000																									
敷地の面積	手数料額（円）																									
0.1ha未満	7, 000																									
0.1ha以上 0.3ha未満	18, 000																									
0.3ha以上 0.6ha未満	39, 000																									
0.6ha以上 1 ha未満	71, 000																									
1 ha以上	99, 000																									
		・ 建築等許可申請手数料（法第 43 条第 1 項）の金額の一部改正																								

項 目 ページ	現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）	改 訂 版（令和 7 年 4 月）																																																									
第 1 2 申請手数料 P12-3	(2) 優良住宅新築認定申請手数料 <table><tr><th>新築住宅の床面積の合計</th><th>手数料額（円）</th></tr><tr><td>100㎡以下</td><td>6, 3 0 0</td></tr><tr><td>100㎡を超え 500㎡以下</td><td>8, 7 0 0</td></tr><tr><td>500㎡を超え 2,000㎡以下</td><td>1 3, 0 0 0</td></tr><tr><td>2,000㎡を超え 10,000㎡以下</td><td>3 5, 0 0 0</td></tr><tr><td>10,000㎡を超え 50,000㎡以下</td><td>4 3, 0 0 0</td></tr><tr><td>50,000㎡を超えるもの</td><td>5 9, 0 0 0</td></tr></table> 3 宅地造成に関する工事の許可に関する事務 (1) 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成等規制法第 8 条第 1 項） <table><tr><th>切土又は盛土をする土地の面積</th><th>手数料額（円）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>500㎡未満</td><td>1 2, 0 0 0</td><td rowspan="10"></td></tr><tr><td>500㎡以上 1,000㎡未満</td><td>2 1, 0 0 0</td></tr><tr><td>1,000㎡以上 2,000㎡未満</td><td>3 1, 0 0 0</td></tr><tr><td>2,000㎡以上 5,000㎡未満</td><td>4 8, 0 0 0</td></tr><tr><td>5,000㎡以上 10,000㎡未満</td><td>6 8, 0 0 0</td></tr><tr><td>10,000㎡以上 20,000㎡未満</td><td>1 1 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>20,000㎡以上 40,000㎡未満</td><td>1 7 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>40,000㎡以上 70,000㎡未満</td><td>2 5 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>70,000㎡以上 100,000㎡未満</td><td>3 4 0, 0 0 0</td></tr><tr><td>100,000㎡以上</td><td>4 2 0, 0 0 0</td></tr></table> (2) 宅地造成工事変更許可申請手数料（宅地造成等規制法第 12 条第 1 項） 次の①、②及び③を合算した額 (合算した額が 420,000 円を超えるときは、420,000 円) <table><tr><td>① 設計の変更</td><td>(1)の例により算定した額の 1／10 の額</td></tr><tr><td>② 面積の増加を伴う変更</td><td>増加面積に応じ(1)の例により算定した額</td></tr><tr><td>③ その他の変更</td><td>1 0, 0 0 0 円</td></tr></table> (2) 優良住宅新築認定申請手数料 <table><tr><th>新築住宅の床面積の合計</th><th>手数料額（円）</th></tr><tr><td>100㎡以下</td><td>6, 3 0 0</td></tr><tr><td>100㎡を超え 500㎡以下</td><td>8, 7 0 0</td></tr><tr><td>500㎡を超え 2,000㎡以下</td><td>1 3, 0 0 0</td></tr><tr><td>2,000㎡を超え 10,000㎡以下</td><td>3 5, 0 0 0</td></tr><tr><td>10,000㎡を超え 50,000㎡以下</td><td>4 3, 0 0 0</td></tr><tr><td>50,000㎡を超えるもの</td><td>5 9, 0 0 0</td></tr></table> 削除 ・宅地造成工事許可申請手数料、宅地造成工事変更許可申請手数料の欄の削除（※ 宅地造成等規制法が盛土規制法に改正の為）	新築住宅の床面積の合計	手数料額（円）	100㎡以下	6, 3 0 0	100㎡を超え 500㎡以下	8, 7 0 0	500㎡を超え 2,000㎡以下	1 3, 0 0 0	2,000㎡を超え 10,000㎡以下	3 5, 0 0 0	10,000㎡を超え 50,000㎡以下	4 3, 0 0 0	50,000㎡を超えるもの	5 9, 0 0 0	切土又は盛土をする土地の面積	手数料額（円）	備 考	500㎡未満	1 2, 0 0 0		500㎡以上 1,000㎡未満	2 1, 0 0 0	1,000㎡以上 2,000㎡未満	3 1, 0 0 0	2,000㎡以上 5,000㎡未満	4 8, 0 0 0	5,000㎡以上 10,000㎡未満	6 8, 0 0 0	10,000㎡以上 20,000㎡未満	1 1 0, 0 0 0	20,000㎡以上 40,000㎡未満	1 7 0, 0 0 0	40,000㎡以上 70,000㎡未満	2 5 0, 0 0 0	70,000㎡以上 100,000㎡未満	3 4 0, 0 0 0	100,000㎡以上	4 2 0, 0 0 0	① 設計の変更	(1)の例により算定した額の 1／10 の額	② 面積の増加を伴う変更	増加面積に応じ(1)の例により算定した額	③ その他の変更	1 0, 0 0 0 円	新築住宅の床面積の合計	手数料額（円）	100㎡以下	6, 3 0 0	100㎡を超え 500㎡以下	8, 7 0 0	500㎡を超え 2,000㎡以下	1 3, 0 0 0	2,000㎡を超え 10,000㎡以下	3 5, 0 0 0	10,000㎡を超え 50,000㎡以下	4 3, 0 0 0	50,000㎡を超えるもの	5 9, 0 0 0
新築住宅の床面積の合計	手数料額（円）																																																										
100㎡以下	6, 3 0 0																																																										
100㎡を超え 500㎡以下	8, 7 0 0																																																										
500㎡を超え 2,000㎡以下	1 3, 0 0 0																																																										
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	3 5, 0 0 0																																																										
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	4 3, 0 0 0																																																										
50,000㎡を超えるもの	5 9, 0 0 0																																																										
切土又は盛土をする土地の面積	手数料額（円）	備 考																																																									
500㎡未満	1 2, 0 0 0																																																										
500㎡以上 1,000㎡未満	2 1, 0 0 0																																																										
1,000㎡以上 2,000㎡未満	3 1, 0 0 0																																																										
2,000㎡以上 5,000㎡未満	4 8, 0 0 0																																																										
5,000㎡以上 10,000㎡未満	6 8, 0 0 0																																																										
10,000㎡以上 20,000㎡未満	1 1 0, 0 0 0																																																										
20,000㎡以上 40,000㎡未満	1 7 0, 0 0 0																																																										
40,000㎡以上 70,000㎡未満	2 5 0, 0 0 0																																																										
70,000㎡以上 100,000㎡未満	3 4 0, 0 0 0																																																										
100,000㎡以上	4 2 0, 0 0 0																																																										
① 設計の変更	(1)の例により算定した額の 1／10 の額																																																										
② 面積の増加を伴う変更	増加面積に応じ(1)の例により算定した額																																																										
③ その他の変更	1 0, 0 0 0 円																																																										
新築住宅の床面積の合計	手数料額（円）																																																										
100㎡以下	6, 3 0 0																																																										
100㎡を超え 500㎡以下	8, 7 0 0																																																										
500㎡を超え 2,000㎡以下	1 3, 0 0 0																																																										
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	3 5, 0 0 0																																																										
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	4 3, 0 0 0																																																										
50,000㎡を超えるもの	5 9, 0 0 0																																																										

項目
ページ

第 13
関係法令の
概要

P13-1

現 行（平成 19 年版 令和 6 年 1 月改訂）

第 13 関係法令の概要

（注意）関係法令の概要は参考資料であり、
各許認可権者に最新情報を確認してください。

1 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

1 法律の目的
土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他その事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としている。（法第 1 条）

2 山口県の環境アセスメント制度
山口県では、平成 9 年に「環境影響評価法」が施行されたこと等を契機に、平成 10 年 12 月に「山口県環境影響評価条例」を制定し、平成 11 年 6 月から制度を運用しています。

3 手続・相談窓口
山口県環境生活部環境政策課

2 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

1 法律の目的
土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。

改 訂 版（令和 7 年 4 月）

第 13 関係法令の概要

（注意）関係法令の概要は参考資料であり、
各許認可権者に最新情報を確認してください。

法 令 名	所管部署
環境影響評価法	環境生活部
水道法	
土壌汚染対策法	
消防法	総務部
国土利用計画法	総合企画部
農地法	農林水産部
森林法	農林水産部
宅地造成及び特定盛土規制法	土木建築部・農林水産部
国有財産法	土木建築部
建築基準法	
宅地建物取引業法	
優良宅地認定制度	
優良住宅認定制度	
土砂災害防止法	

※開発許可を受けた工事または盛土規制法の許可を受けた工事であっても、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定される場合がありますので、事前に砂防部局と協議のこと。

・各法令の解説ページ（P13-1～P13-4）を削除。一覧表に差し替え。